

平成 3 0 年度東京都税制調査会
第 1 回 小委員会

「1 地方法人課税に関する資料」

平成 3 0 年 6 月 2 2 日

「1 地方法人課税に関する資料」 目次

資 料 名	頁
(1) 法人課税の概要	
法人課税の概要	1
法人事業税の概要	2
法人住民税の概要	3
国税・地方税の税収内訳（平成30年度予算・地方財政計画額）	4
法人事業税・法人住民税の税収の推移	5
都の法人事業税の推移	6
法人都民税の推移	7
(2) 不合理な偏在是正措置	
平成30年度与党税制改正大綱（「平成30年度税制改正の基本的考え方」一部抜粋）	8
地方法人課税の偏在是正措置及び分割基準の見直しによる影響額の推移	9
平成28年度税制改正の概要	10
地方法人特別税・譲与税の廃止	11
法人住民税法人税割の交付税原資化の概要	12
偏在是正措置の規模・影響額見込み（単年度・平成30年度当初予算ベース）	13
法人事業税・法人住民税（法人税割）の偏在度（東京都シェア）の推移	14
地方法人課税の偏在是正措置導入時における各団体の意見	15
地方財政計画（歳入）の推移（当初ベース）	16
地方財政計画の歳出の推移	17
平成30年度地方財政収支	18

「1 地方法人課税に関する資料」 目次

資 料 名	頁
地方財政の財源不足の状況	19
地方財政の借入金残高の状況	20
地方税収の推移	21
東京都の税収の推移	22
地方交付税制度の概要	23
地方交付税等総額（当初）の推移（H12～H30）	24
都道府県別交付税依存度（平成28年度決算額）	25
不交付団体の財源超過額の推移	26
普通交付税の算定結果に対する東京都の考え方①	27
普通交付税の算定結果に対する東京都の考え方②	28
人口一人当たりの税収額の指数（平成28年度決算額）	29
地方交付税等による収入の均衡化	30
地方の基金残高に関する財政制度等審議会と地方財政審議会の見解	31
平成29年度東京都税制調査会答申（基金に関する部分抜粋）	32
地方の基金残高の推移（通常収支分）	33
不交付団体の地方基金残高の推移（通常収支分）	34
交付団体の地方基金残高の推移（通常収支分）	35
基金残高増加の要因分析	36
東京都における基金の活用	37
東京都における財政需要・社会保障関係経費	38

「1 地方法人課税に関する資料」 目次

資料名	頁
東京都における財政需要・社会資本ストックの維持更新経費	39
東京都における財政需要・防災に係る経費	40
東京都における財政需要・各推計の合算	41

法人課税の概要

法人税 (国)	12.2兆円	所得	×	税率	=	法人税額
	※税収の33.1%は地方交付税の原資			23.2%		

地方法人税 (国)	0.7兆円	法人税額	×	4.4%))
	※税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部を国税化したもの			(31)~10.3%		

法人住民税 (県・市) 2.6兆円	法人税割	}	県	法人税額	×	3.2%	0.5兆円
				(31)~1.0%			
				市	法人税額	×	9.7%
(31)~6.0%							
	均等割						0.6兆円

法人事業税 (県)	}	外形標準課税	【資本金1億円超の普通法人】	所得割	所得	×	3.6%	1.5兆円
			}	付加価値割	付加価値額 (収益配分額+単年度損益)	×	1.2%	1.2兆円
				資本割	資本金等の額	×	0.5%	0.7兆円

6.1兆円 (2.0兆円)	}	}	【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】	所得割	所得	×	9.6%	2.3兆円

※()内は地方法人特別税 (内数)	}	}	【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】	収入割	収入金額	×	1.3%	0.3兆円

※税収はH30収入見込額。なお、端数処理の関係で計が一致しない場合がある。
 ※地方法人税、法人住民税(県・市)の()内の税率は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用。
 注 第1回地方法人課税に関する検討会(平成30年5月23日開催)「資料2 地方税財政の現状等」をもとに作成。

法人事業税の概要

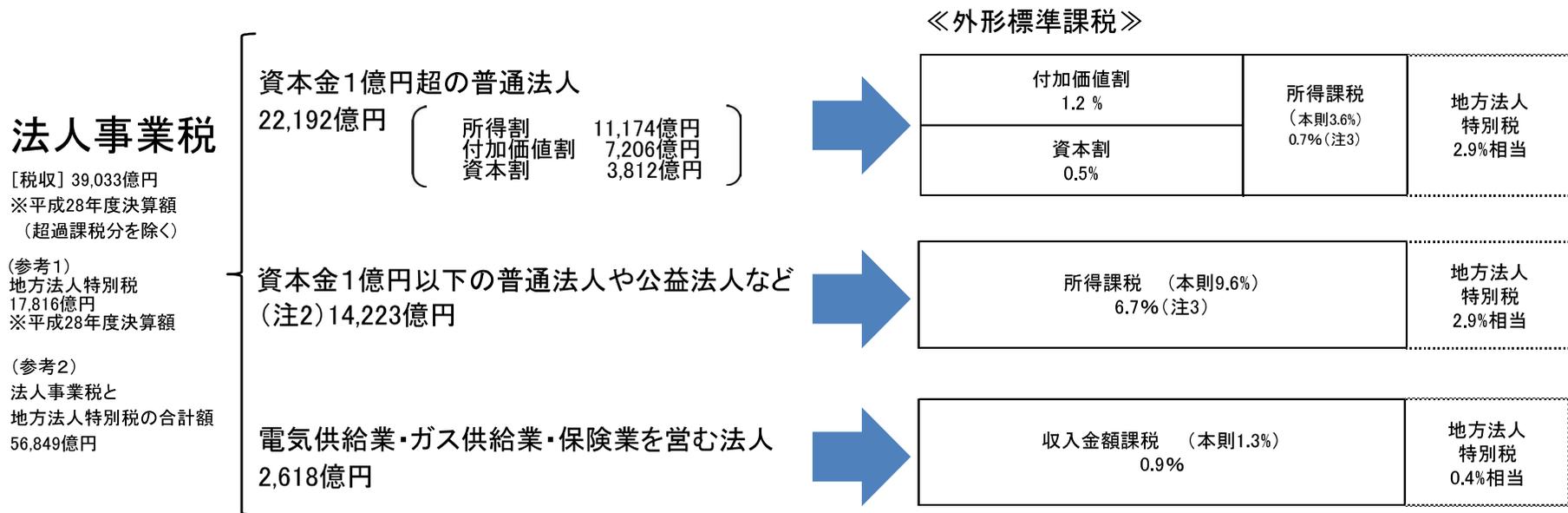
○ 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方にに基づき課税されるもの。

(注) 法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。

○ 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。

○ 消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設。

(平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用。平成26年10月1日以後に開始する事業年度からは地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元。平成31年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元。)



注1 第1回地方法人課税に関する検討会(平成30年5月23日開催)「資料2 地方税財政の現状等」をもとに作成。

2 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については4.6%の税率が適用される(本則6.6%)。

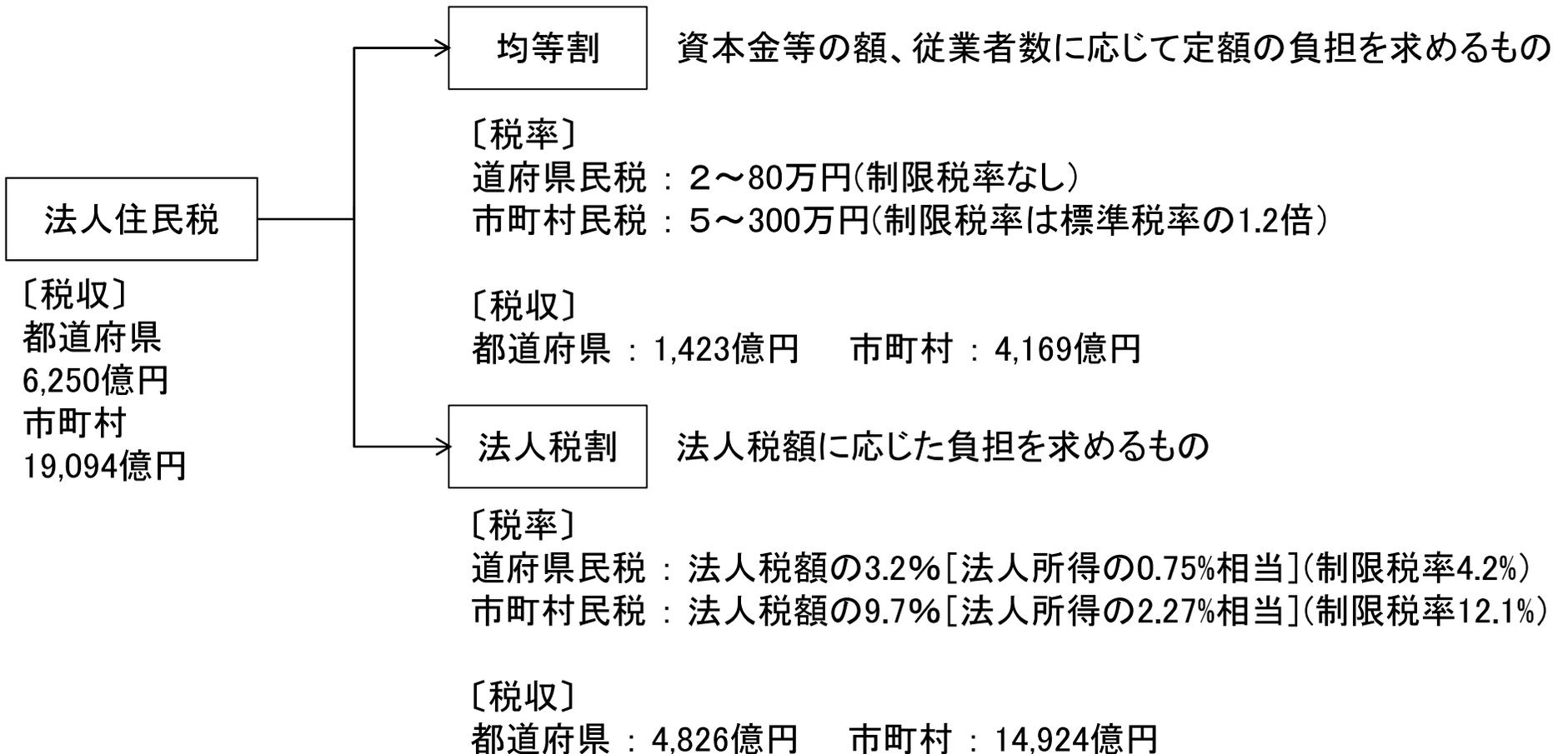
3 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。

※ 税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率である。

※ 法人事業税の制限税率は、標準税率の1.2倍。(地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後における、資本金1億円超の普通法人の所得割については2倍。)

法人住民税の概要

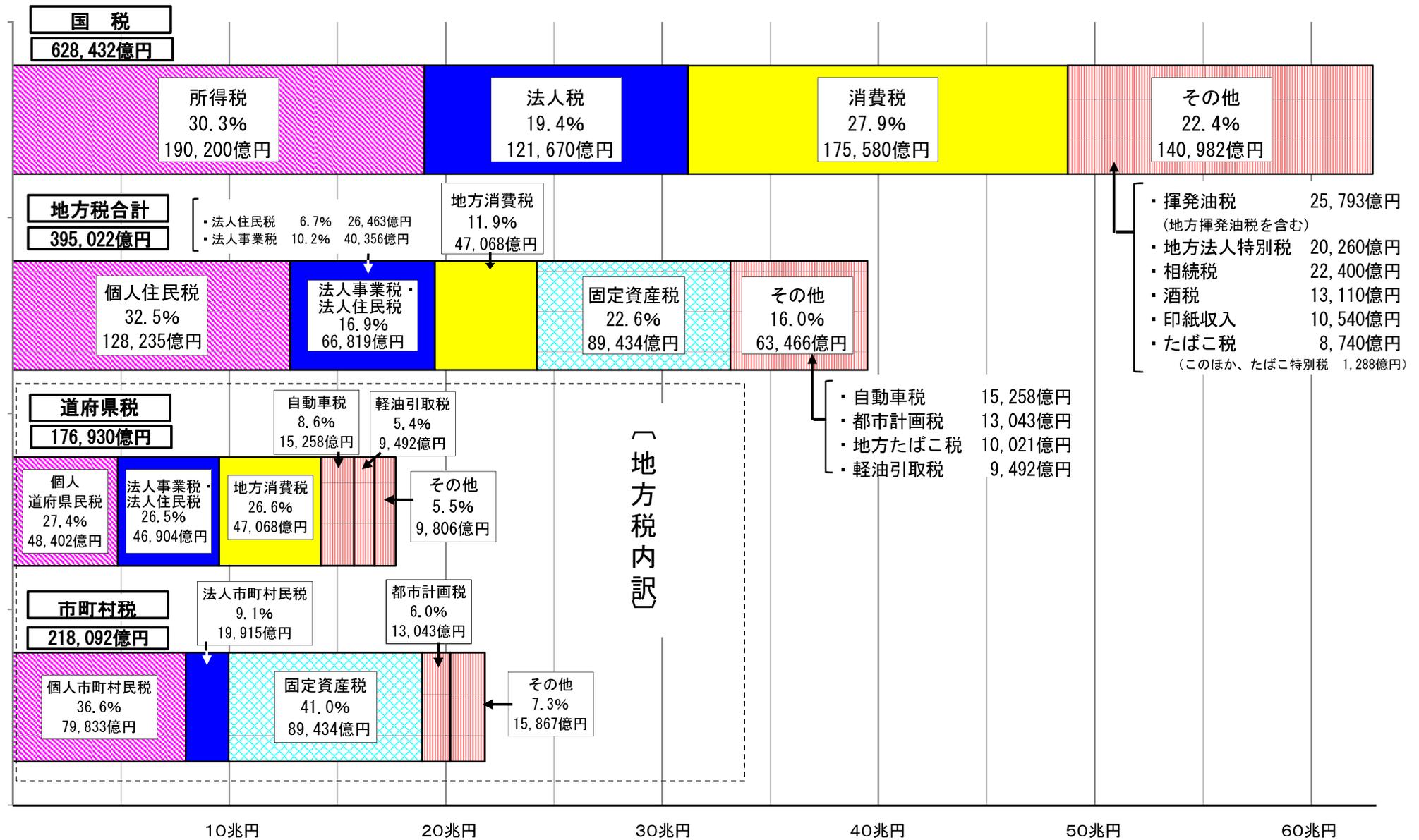
- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、道府県民税と市町村民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。



※ 税収は、平成28年度決算額(超過課税を含まない。)

注 第1回地方法人課税に関する検討会(平成30年5月23日開催)「資料2 地方税財政の現状等」をもとに作成。

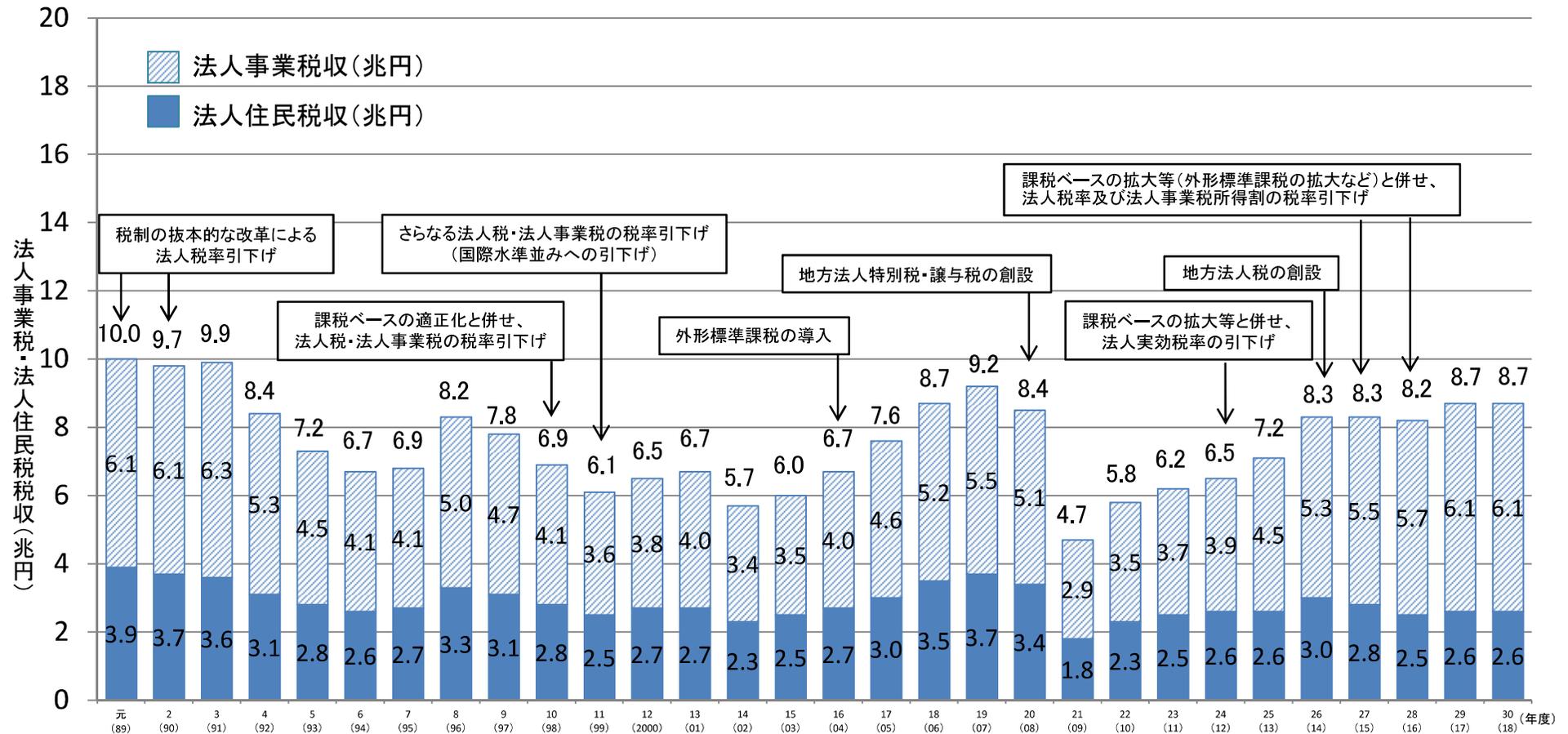
国税・地方税の税収内訳（平成30年度予算・地方財政計画額）



- (注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

注 総務省「国税・地方税の税収内訳（平成30年度予算・地方財政計画額）」をもとに作成。

法人事業税・法人住民税の税収の推移



法人事業税率(%)



(参考)法人税率(%)



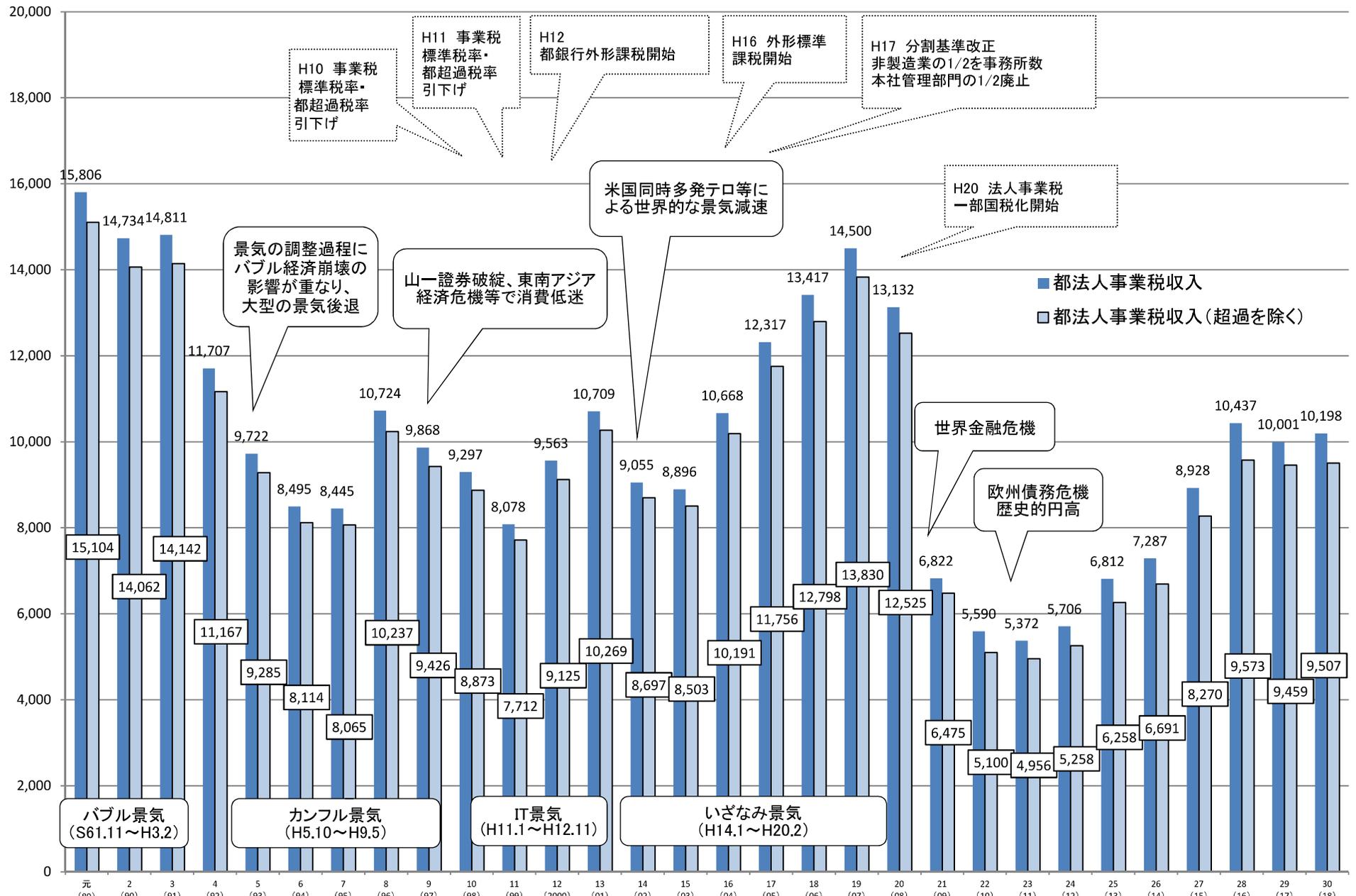
地方税収に占める割合



注1 第1回地方法人課税に関する検討会(平成30年5月23日開催)「資料2 地方税財政の現状等」をもとに作成。
 2 28年度までは決算額であり、超過課税等を含まない。また、29年度以降は地方財政計画である。
 3 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
 4 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。
 5 27年度以降の法人住民税収には地方法人税を含んでいない。

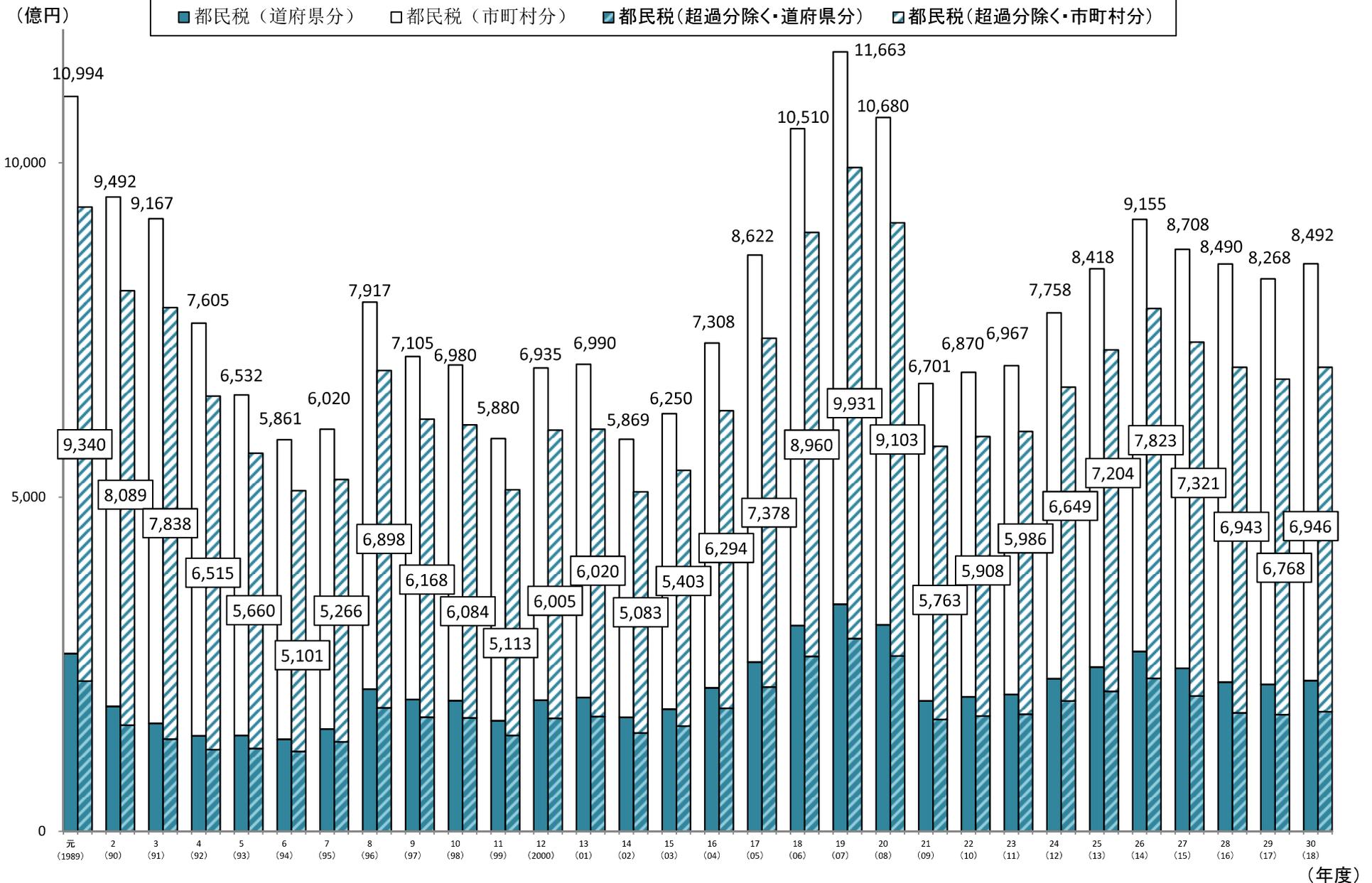
都の法人事業税の推移

(億円)



注1 平成28年度までは決算額、29年度は補正後予算額、30年度は当初予算額である。注2 都の法人事業税収には、地方法人特別譲与税は含まれていない。(年度)

法人都民税の推移



注 平成28年度までは決算額、29年度は補正後予算額、30年度は当初予算額である。

平成30年度与党税制改正大綱（「平成30年度税制改正の基本的考え方」一部抜粋）

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

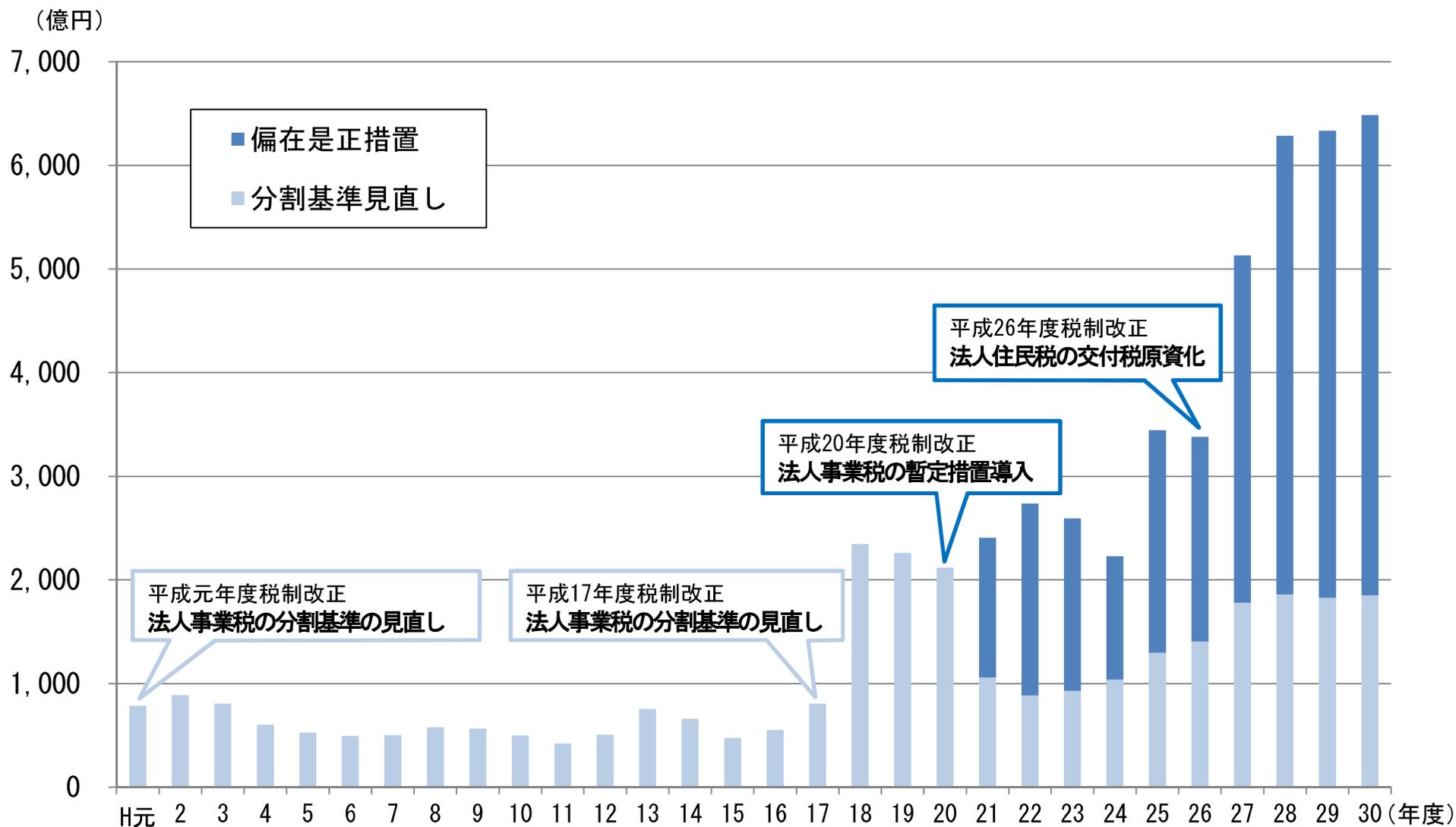
（前略）

近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

地方法人課税の偏在是正措置及び分割基準の見直しによる都の影響額の推移



平成元年度以降累計で ▲ **5兆8,000億円**
 (分割基準見直し：3兆1,000億円、偏在是正措置：2兆7,000億円)

平成30年度単年度で ▲ **6,500億円**
 (分割基準見直し：1,900億円、偏在是正措置：4,600億円)

注 東京都「国の不合理な措置に対する東京都の主張」（平成29年11月）をもとに作成。

平成28年度税制改正の概要

- ① 法人事業税の暫定措置（地方法人特別税・譲与税制度）を廃止
- ② 消費税率引上げ（8% → 10%）に伴う、法人住民税の交付税原資化
- ③ 法人事業税の暫定措置廃止に伴う、法人住民税の交付税原資化

	[消費税 5%段階]	[消費税 8%段階] (現行)	[消費税率 10%段階] (②消費税率引上げ見合い分)	[消費税率 10%段階] (③暫定措置廃止代替分)
(1) 法人住民税の交付税原資化				
(都道府県分)	5.0%	3.2%	2.0%	1.0%
(市町村分)	12.3%	9.7%	8.0%	6.0%
計	17.3%	12.9%	10.0%	7.0%
		▲4.4%	▲2.9%	▲3.0%
(2) 地方法人税の創設・拡充・ 交付税原資化		4.4%	7.3%	10.3%
		+2.9%	+3.0%	

- ④ 法人事業税交付金の創設（上記③による市町村分の減収分を補てんする措置）
 - 法人事業税額の5.4%を、都道府県から市町村に交付
 - 特別区相当分は、特別区財政調整交付金の財源とする

注 東京都「地方法人課税の不合理な偏在是正措置等について」（平成27年12月16日）より抜粋。

地方法人特別税・譲与税の廃止

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として導入 ※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

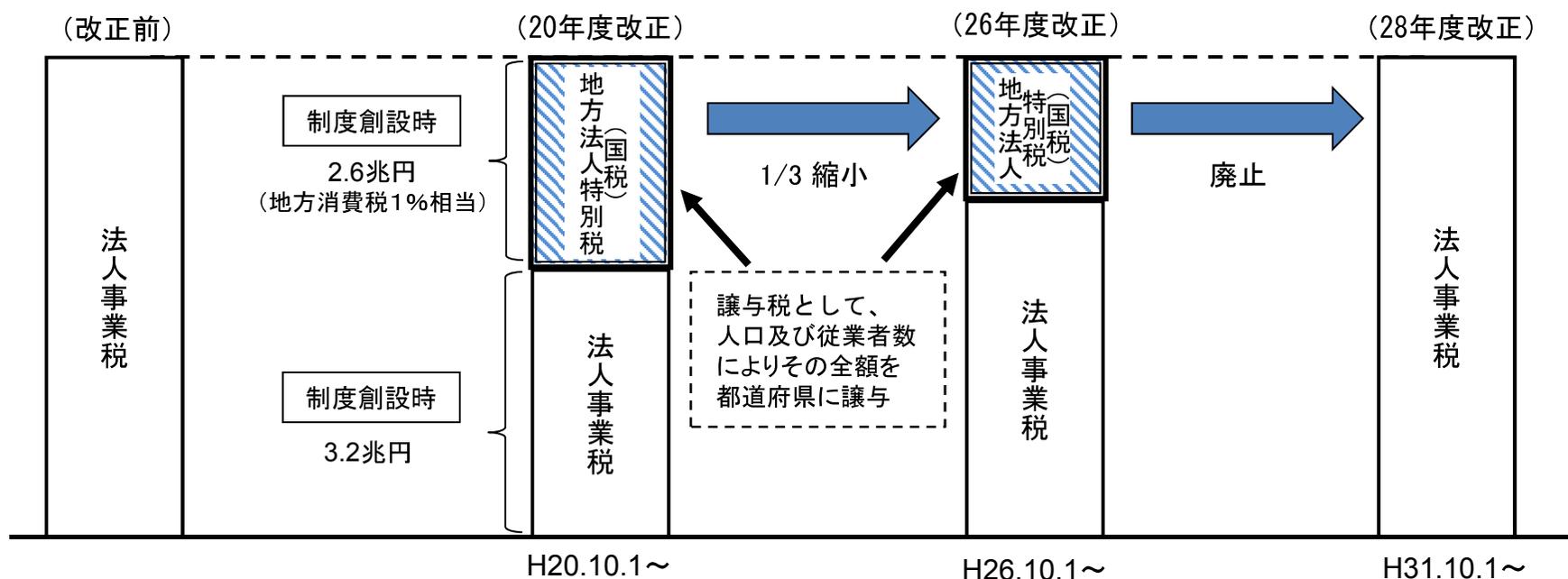


平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成28年度改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元

※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用

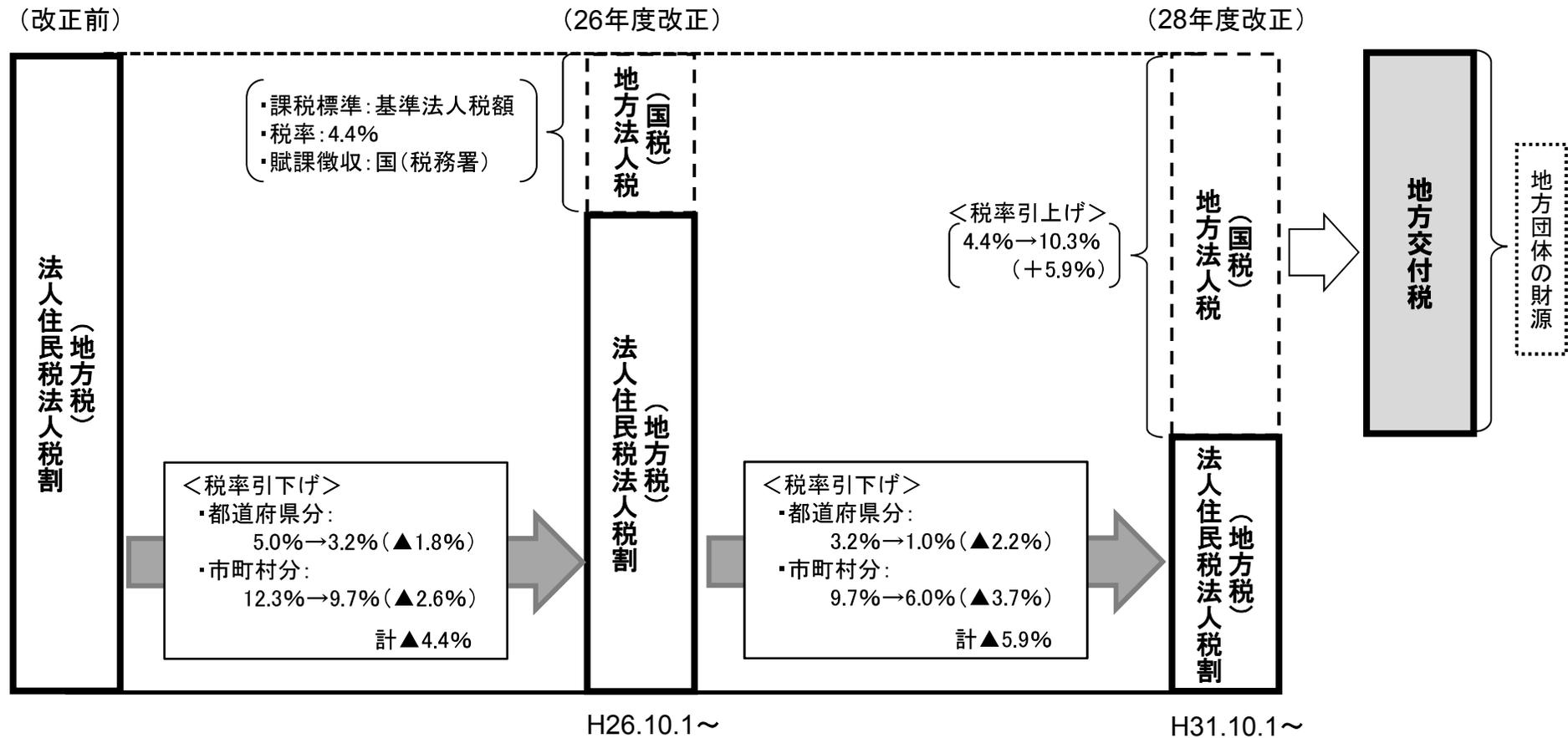


地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

法人住民税法人税割の交付税原資化の概要

消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)の創設及び税率引上げを行い、その税込額を地方交付税原資化



注 総務省資料より作成。

偏在是正措置の規模・影響額見込み（単年度・平成30年度当初予算ベース）

（単位：億円）

		現行の影響額			既に導入が決定している措置が実施された後の影響額			累計	
		（平成26年度税制改正） ● 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元 ● 消費税率引上げの見合い分として、法人住民税（法人税割）の一部を国税化（地方法人税）し、税込額を交付税原資化			（平成28年度税制改正） ● 地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に復元 ● 法人事業税復元の代替部分と消費税率引上げの見合い分として、法人住民税（法人税割）の交付税原資化を拡大 ● 法人事業税交付金の創設				
法人事業税の暫定措置			地方法人特別税	地方法人特別譲与税	差引	地方法人特別税	地方法人特別譲与税	差引	
	東京都		△ 4,974	2,430	A △ 2,544	4,974	△ 2,430	A 2,544	—
	全国		△ 20,260	20,211	△ 49	20,260	△ 20,211	49	—
法人住民税（法人税割）の交付税原資化	東京都	消費税率引上げ見合い分			△ 2,090			△ 1,378	△ 3,468
		代替部分			—			△ 1,421	△ 1,421
		計	B		△ 2,090	B		△ 2,799	B △ 4,889
	全国	消費税率引上げ見合い分			△ 6,533			△ 4,306	△ 10,839
		代替部分			—			△ 4,454	△ 4,454
		計			△ 6,533			△ 8,760	△ 15,293
市町村への減収補てん（対象額・東京都）					C		△ 127	C △ 127	
東京都への影響額（A+B+C）		D			△ 4,634	D		△ 382	D △ 5,016
（参考）		税率1.0%→1.7%			税率1.7%→2.2%			税率1.0%→2.2%	
地方消費税の税率引上げ	東京都	E		2,224	E		1,588	E 3,812	
	全国			19,381			13,844	33,224	
（参考）東京都への影響額（D+E）		△ 2,410			1,206			△ 1,204	

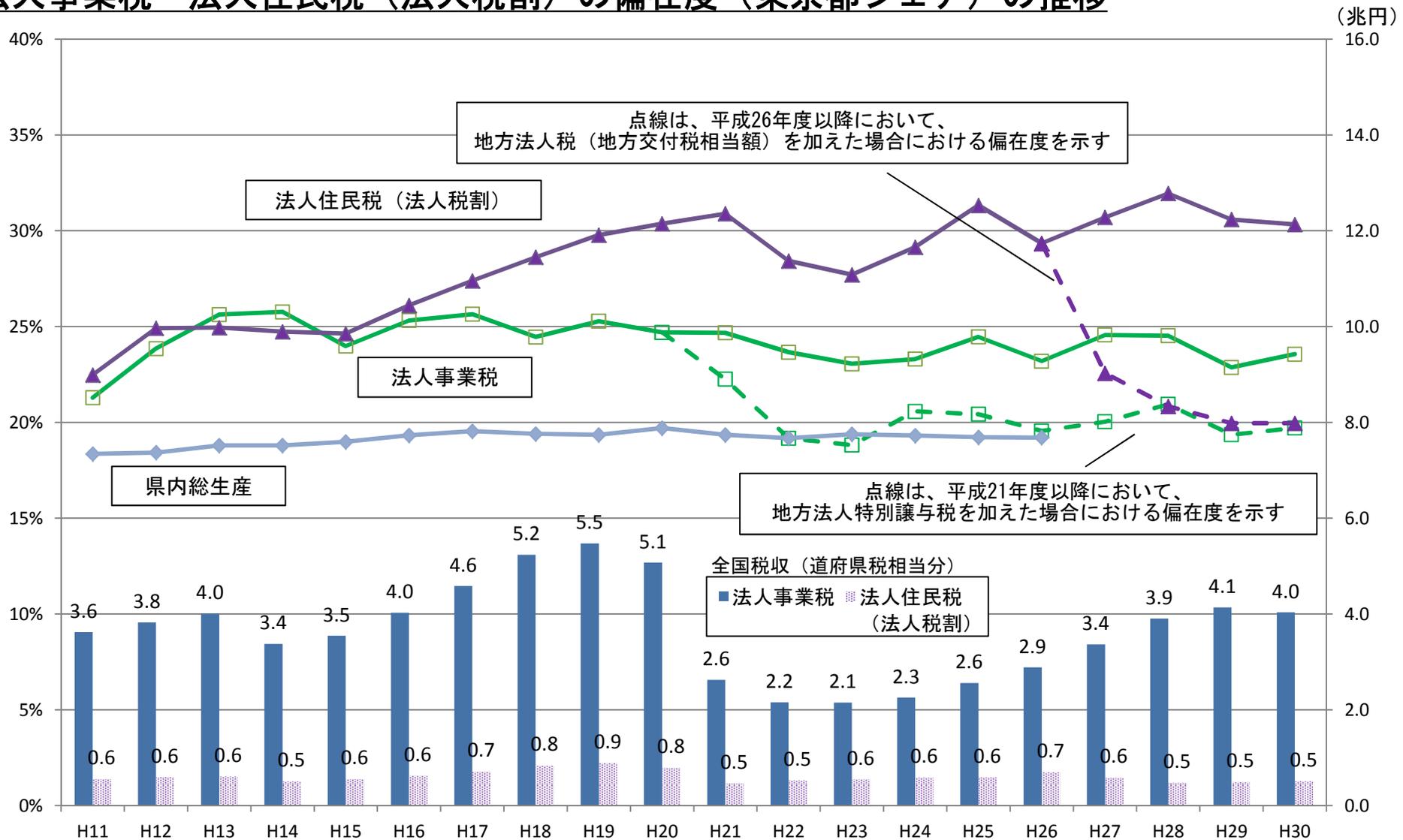
注1 総務省「平成30年度地方団体の歳入歳出総額の見込額」及び財務省「平成30年度予算政府案」等をもとに作成。

注2 平成28年度税制改正による法人住民税（法人税割）の交付税原資化拡大による影響額（全国）は、財務省「平成30年度予算政府案」による地方法人税収に5.9%/4.4%を乗じ、さらに代替部分（3.0%）と消費税率引上げ見合い分（2.9%）とに税率により按分したもの。

注3 地方消費税率引上げに伴う地方消費税収への影響額（全国）は、総務省「平成30年度地方団体の歳入歳出総額の見込額」による地方消費税の「改正法による収入見込額」に、1.0%から1.7%への引上げ分は0.7%/1.7%、1.7%から2.2%への引上げ分は0.5%/1.7%を乗じたもの。

注4 東京都への影響額の各数値は、平成30年度当初予算をベースに東京都主税局において試算したもの。

法人事業税・法人住民税（法人税割）の偏在度（東京都シェア）の推移



注1 総務省「地方税に関する参考計数資料」、同「地方団体の歳入歳出総額の見込額」及び財務省「租税及び印紙収入決算額調」等より作成。
 注2 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。
 注3 税収は、超過課税分を含まない。また、法人住民税（法人税割）は、道府県税相当分である。
 注4 地方法人税は、地方交付税相当額をシェアに反映させるため、道府県税相当分を1.8%/4.4%として全国の税収に加算し、東京都の税収には加算していない。
 注5 全国の法人事業税、地方法人特別譲与税及び法人住民税（法人税割）の税収は、平成28年度までは決算額、平成29年度以降は地方財政計画による。
 また、地方法人税収は、平成28年度までは決算額、平成29年度は補正後予算額、平成30年度は当初予算額による。
 注6 東京都の税収は、平成28年度までは決算額、平成29年度は補正後予算額、平成30年度は当初予算額による。
 注7 県内総生産は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」（「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの）の県内総生産（名目）をもとに算出。

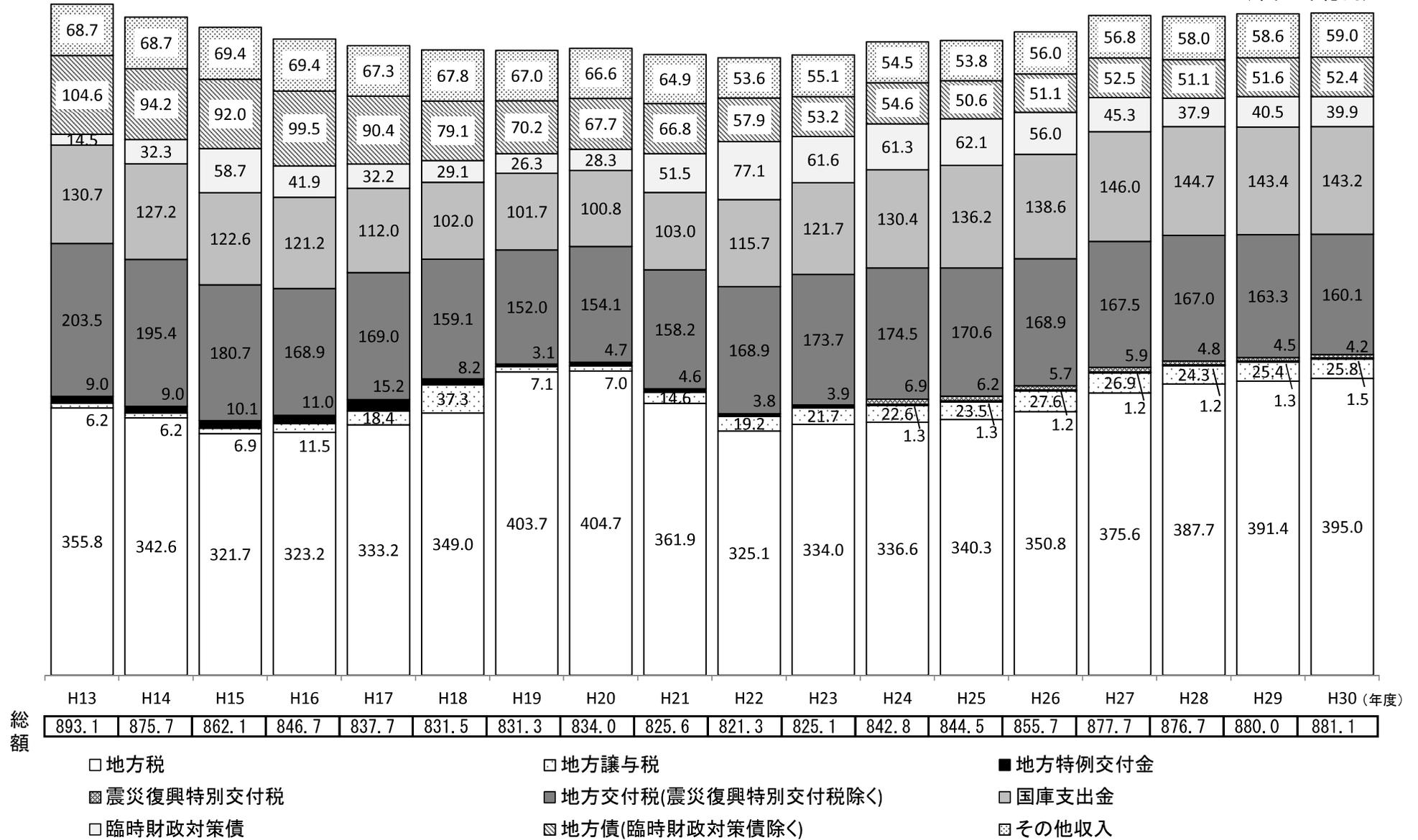
地方法人課税の偏在是正措置導入時における各団体の意見

※記述は要約

	平成20年度税制改正 法人事業税の暫定措置導入	平成26年度税制改正 法人事業税の一部復元 法人住民税の一部国税化・交付税原資化	平成28年度税制改正 法人事業税の全額復元 法人住民税の一部国税化・交付税原資化の拡大 法人事業税交付金の創設
東京都	<p>○法人二税を国が一括徴収し、人口等を基準にして配るのは、事実上の交付金化であり、「受益に応じた負担をする」という地方税の大原則を根底から歪める。また、地方の基幹税を乏しくし、長期的に地方の自主的な財政運営を阻害</p> <p>○真に地方が財政的に自立できるよう、消費税の「税率の引き上げ」「国と地方との配分」についての抜本的検討に直ちに入るべき</p> <p>都市と地方の共倒れを招く「法人二税の格差是正策」に反論する (平成19年10月)</p>	<p>○法人事業税の暫定措置は、受益と負担という地方税の原則に反し、地方自治を侵害するもの。当初の約束どおり撤廃し、地方税として復元すべき</p> <p>○法人住民税を一部国税化することは、拡充すべき自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行</p> <p>○地方財政の財源不足は、地方間での財源の水平調整では解消しない。地方の真の自立に向け、自主財源である地方税の拡充を目指していくべき</p> <p>「都市と地方の財政力格差是正論」への反論 (平成25年11月)</p>	<p>○不合理な偏在是正措置は、応益性の原則に反し、地方創生の理念とも逆行するなど、多くの問題がある制度。直ちに撤廃し、地方税に復元すべき。ましてや、新たな偏在是正措置は導入すべきでない</p> <p>○「財源の水平調整」にすぎない不合理な偏在是正措置は、地方が抱える巨額の財源不足の解決にはつながらない。総体としての地方税財源を拡充することこそ、目指すべき方向性</p> <p>共存共栄による日本全体の発展を目指して (平成27年9月)</p>
地方財政審議会	<p>○国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化する、いわゆる税源交換を基本に検討すべき</p> <p>○税収を地方税のまま水平的に配分すべきとの主張がある。しかし、課税対象となる法人の支店や工場等の恒久的施設が存在しない地方公共団体には、課税権は存在し得ず、税収が帰属することはないことから、こうした主張は理論上成立し得ない</p> <p>地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見 (平成19年11月16日)</p>	<p>○地方消費税の引上げに伴い財政力格差が拡大することから、偏在是正が必要。地方消費税の充実と法人住民税の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべき。地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、法人住民税の一部の交付税原資化を検討すべき</p> <p>○地方法人特別税・譲与税制度は、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。法人住民税の交付税原資化が一定の範囲に留まる場合は、暫定措置として現在と同様の偏在是正措置を補完的に措置せざるを得ない場合もある</p> <p>平成26年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見 (平成25年11月22日)</p>	<p>○消費税率（国・地方）10%段階においては、8%段階と同様に、法人住民税の地方交付税原資化をさらに進めるべき</p> <p>○地方法人特別税・譲与税制度は、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。その際には、同様の偏在是正効果を有する他の措置を講じ、地域間の税源偏在が拡大しないようにすべき。地方法人特別税・譲与税制度に代わる措置は、都道府県・市町村双方が取り組むことが妥当</p> <p>平成28年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見 (平成27年11月20日)</p>
全国知事会	<p>○地方法人二税の一部国税化・再配分などにより地域間の税収格差を是正とした案は、地方分権の基本的な考え方に全く逆行するもの</p> <p>○地域間の格差是正は、大幅に削減された地方交付税の復元・充実をまず行うべき。その上で、地方消費税の充実を中心としたものにするべき</p> <p>地方法人二税の国税化による税収格差の是正策に反対する緊急声明 (平成19年11月30日)</p>	<p>○地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたもの。地方消費税の引上げ等により偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の確立を図るとともに、廃止等を図ることを基本として検討すべき</p> <p>○地方消費税の引上げに伴い財政力格差が拡大することから、偏在是正が不可欠。消費税と地方法人課税との税源交換などについて検討すべき</p> <p>○地方共同税や地方共有税などについても、今後検討すべき</p> <p>平成26年度税制改正等に関する提案 (平成25年10月)</p>	<p>○消費税・地方消費税の10%への引上げの際には、法人住民税の交付税原資化をさらに進めるべき</p> <p>○地方法人特別税・譲与税制度は、廃止等を図ることを基本として検討すべき。単に法人事業税に復元するだけでは地域間の税収格差が現在より拡大する、また景気回復に伴う法人関係税収の増加により税収格差がさらに拡大するとの課題があり、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえた措置が同時に講じられるべき</p> <p>平成28年度税制改正等に関する提案 (平成27年11月)</p>

地方財政計画（歳入）の推移（当初ベース）

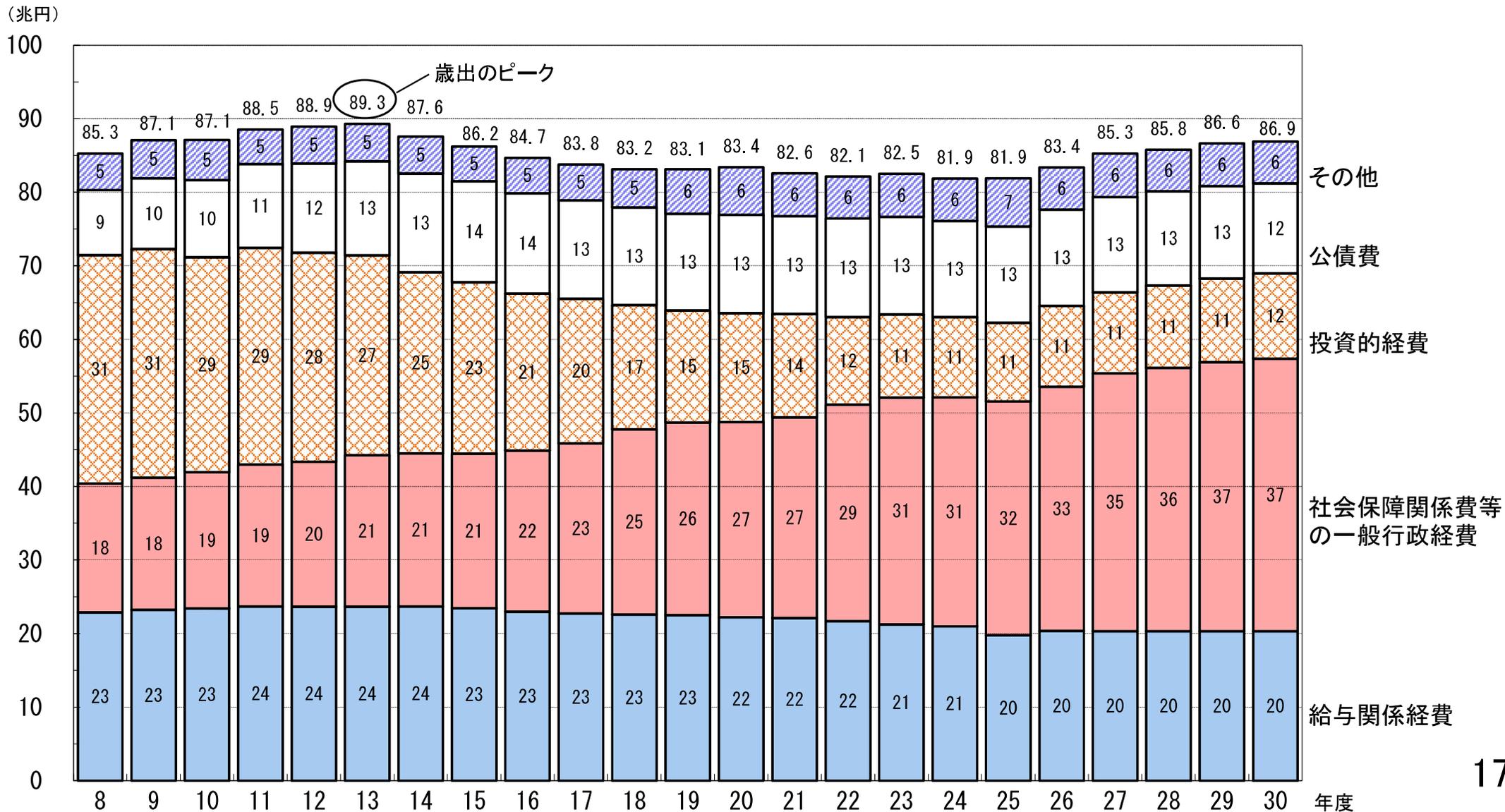
(単位:千億円)



注 各年度地方財政計画（総務省）により作成。

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



平成30年度地方財政収支

(単位:兆円)

歳出 86.9兆円 (+0.3兆円)	給与関係経費 20.3 (▲0.0)	一般行政経費 37.1 (+0.5) <small>〔うち まち・ひと・しごと創生事業費 1.0(同額) うち 重点課題対応分 0.3(同額)〕</small>	投資的経費 11.6 (+0.3)	公債費 12.2 (▲0.4)	その他 5.7 (+0.1)

歳入 86.9兆円 (+0.3兆円)	国庫支出金 13.7 (+0.1)	地方債等 10.3^{※2} (+0.1)	地方税・地方譲与税等 42.1 (+0.4)	地方交付税 (法定率分等) 14.6 (+0.4)	財源不足 6.2 (▲0.8)

※1 ()内は平成29年度当初からの増減額

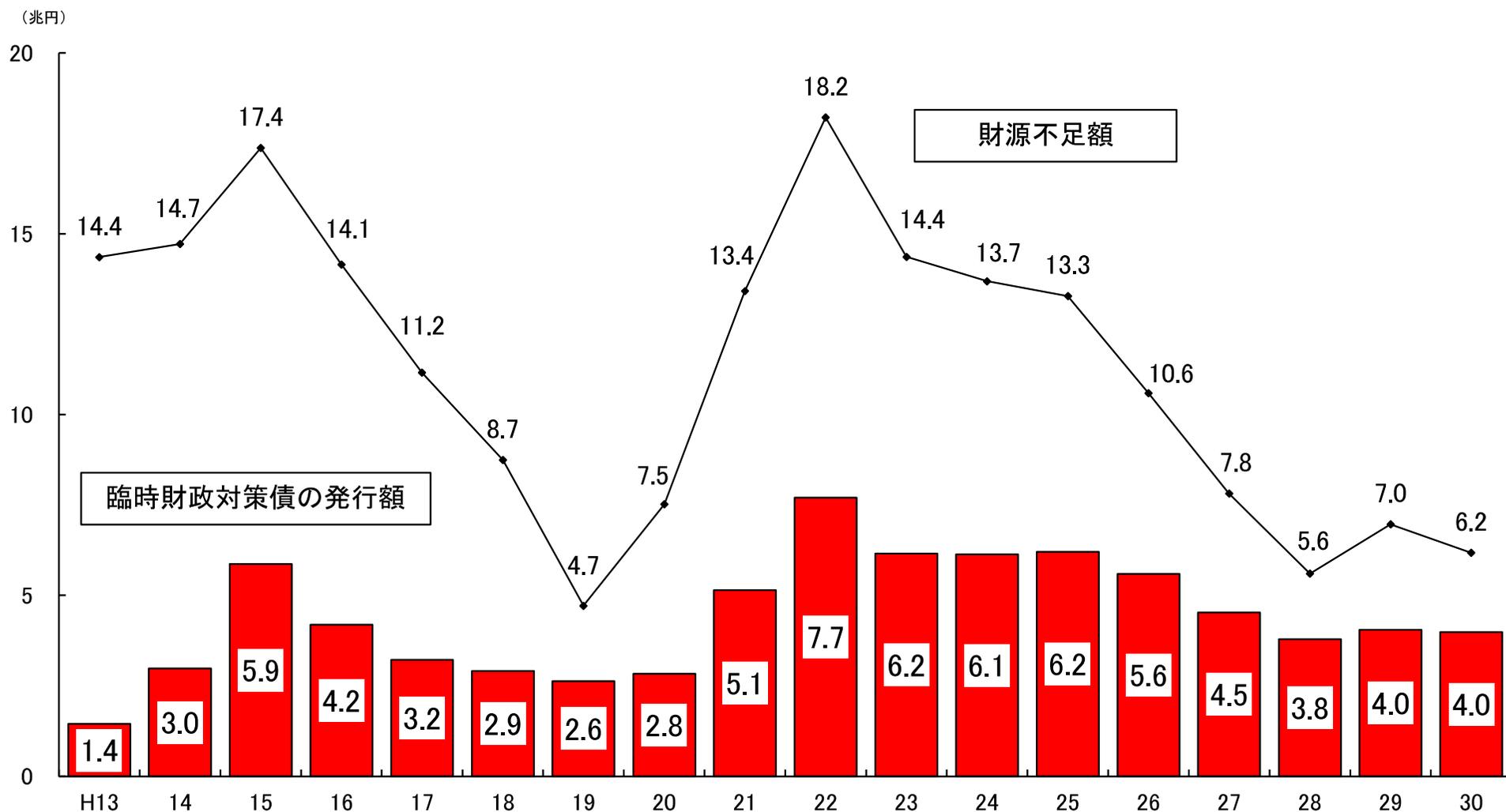
※2 財源対策債を除く

<参考> 折半対象財源不足額 ③0.3兆円(▲1.0兆円)

臨時財政対策債発行額 ③4.0兆円(▲0.1兆円)

地方財政の財源不足の状況

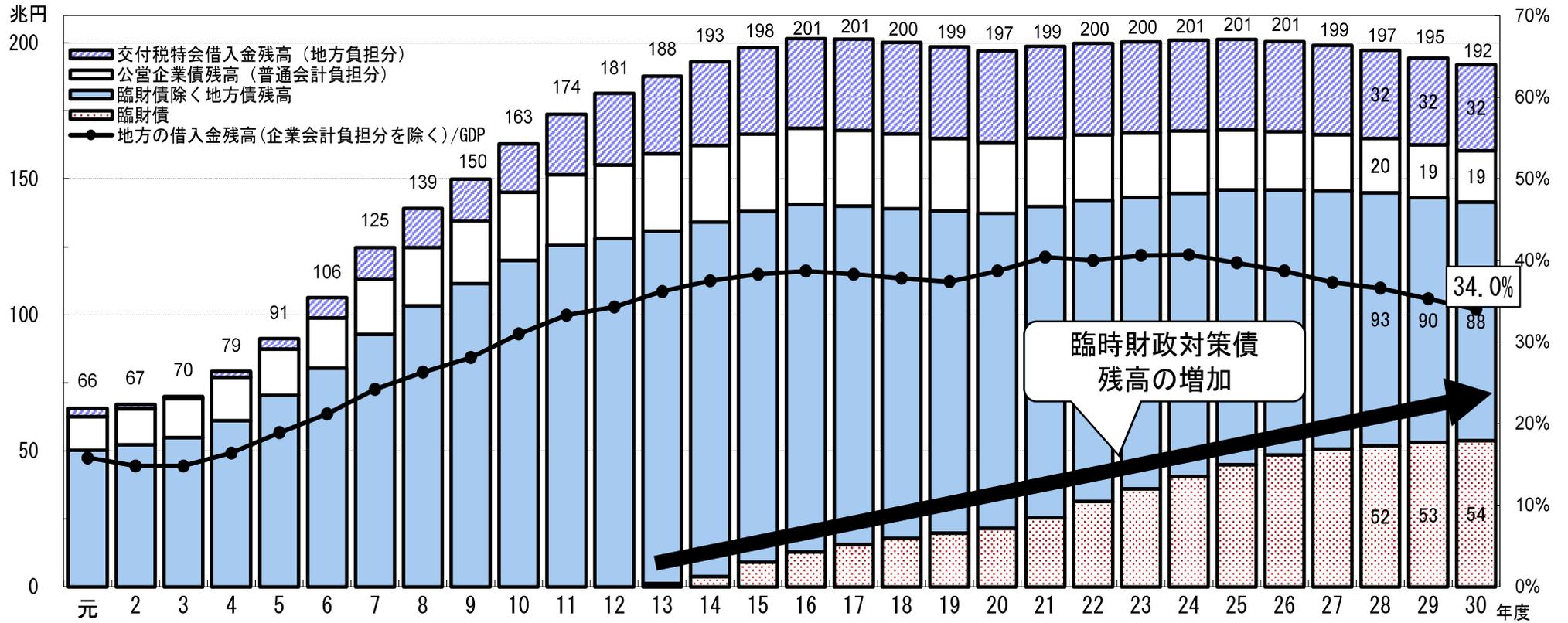
- 近年の地方財政の状況は、厳しい歳出抑制を行ってもなお、継続して巨額の財源不足が生じている。
- 臨時財政対策債は、地方の財源不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行する地方債（赤字地方債）であり、平成13年度以降発行が続いている状況。



注 総務省「第1回地方法人課税に関する検討会」（平成30年5月23日）資料より抜粋。

地方財政の借入金残高の状況

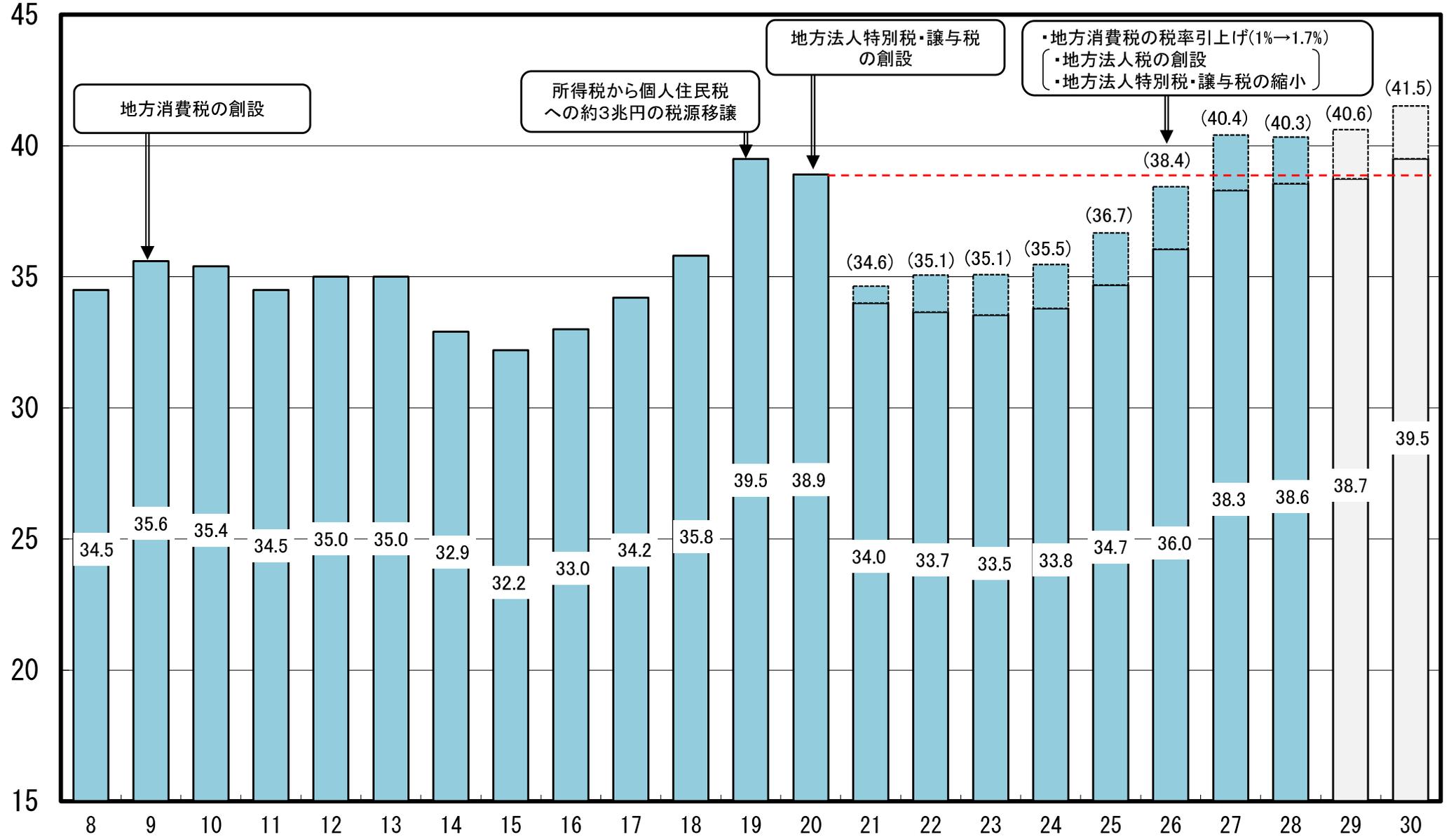
○ 地方財政の借入金残高は、近年200兆円前後で推移する中で、臨時財政対策債の残高が増加。



注1 総務省「第1回地方法人課税に関する検討会」(平成30年5月23日)資料より抜粋。
 2 地方の借入金残高は、平成28年度までは決算ベース、平成29年度・平成30年度は実績見込み。
 3 GDPは、平成28年度までは実績値、平成29年度は実績見込み、平成30年度は政府見通しによる。
 4 表示未満は四捨五入をしている。

地方税収の推移

(兆円)

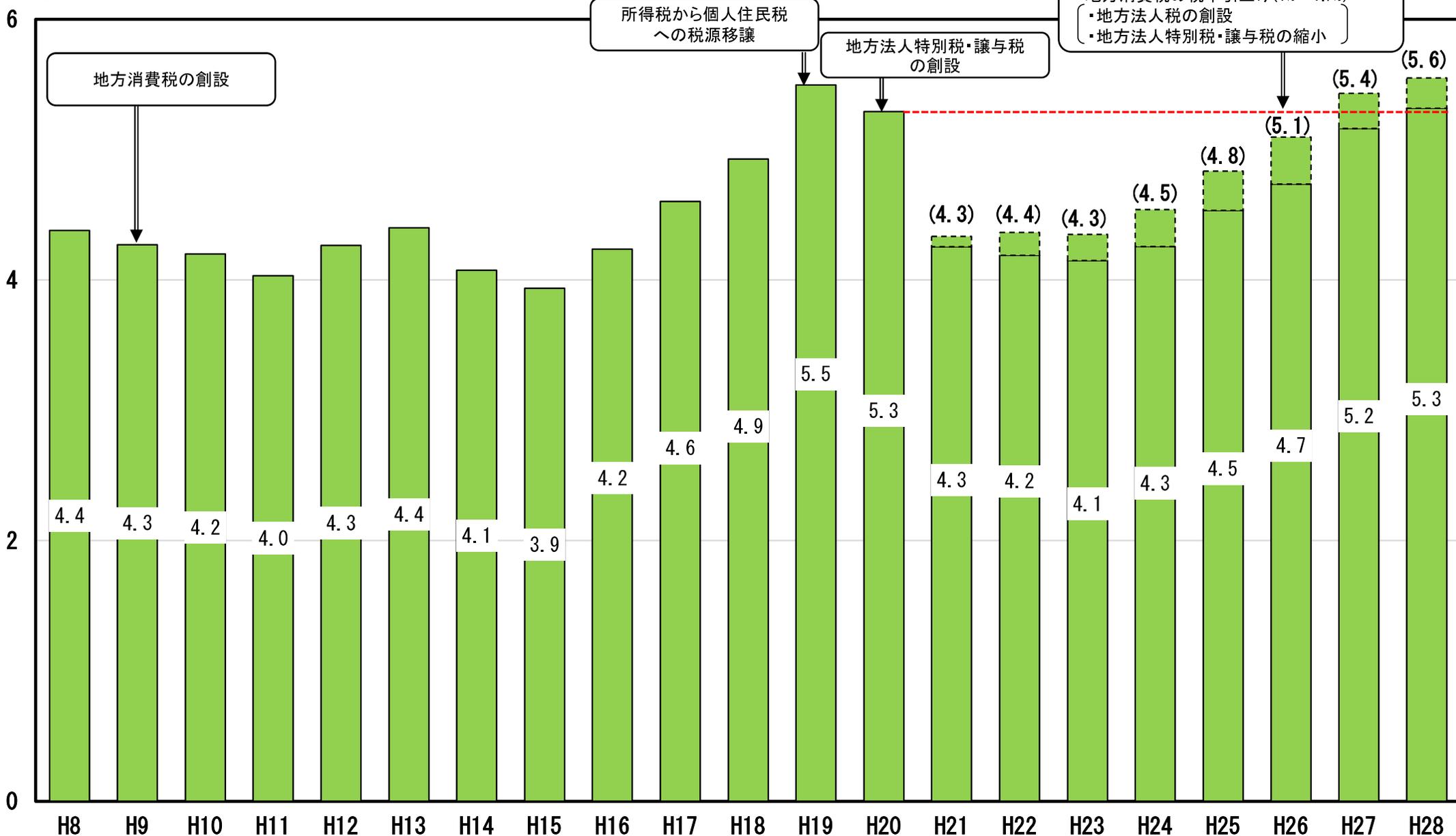


注1 総務省「第1回地方法人課税に関する検討会」(平成30年5月23日)資料より抜粋。
 2 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 3 平成28年度までは決算額、29年度は推計額、30年度は地方財政計画額である。
 4 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

(推計)(地財)

東京都の税収の推移

(兆円)



注1 総務省「第1回地方法人課税に関する検討会」(平成30年5月23日)資料より抜粋。

注2 都が特別区において都税として徴収する市町村税相当額を含む。

注3 超過課税及び法定外税を含む。

注4 各年度とも決算額である。

注5 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

地方交付税制度の概要

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）である

- 総額
所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額
- 種類
普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%
- 普通交付税の額の決定方法
各団体ごとの普通交付税額＝(基準財政需要額－基準財政収入額)＝財源不足額

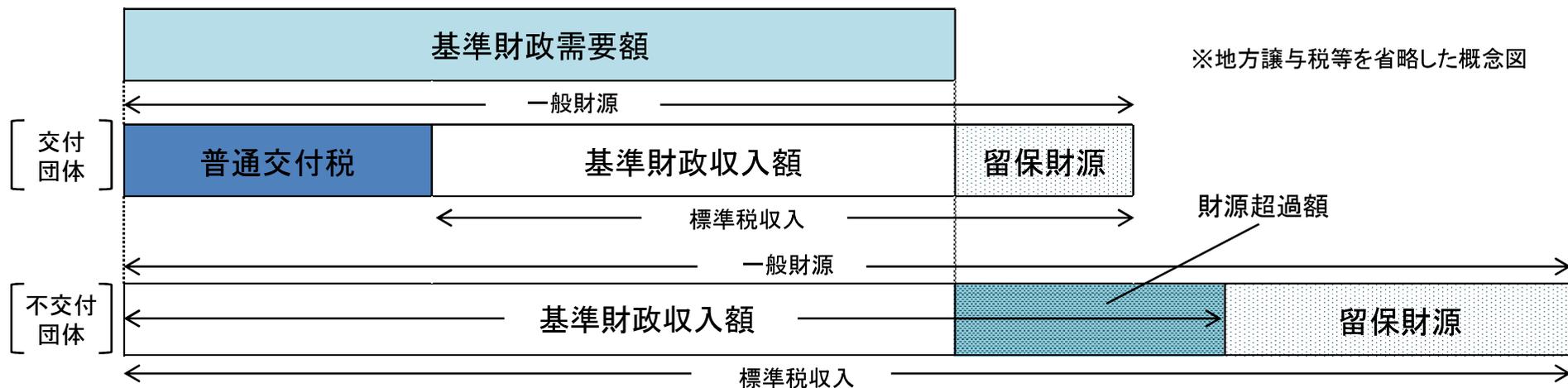
■ 基準財政需要額
各地方団体ごとの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定するもの

単位費用 × 測定単位 × 補正係数
(測定単位1当たり費用) (警察官数、65歳以上人口など) (段階補正、態容補正など)

■ 基準財政収入額
各地方団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な税収入の一定割合により算定するもの

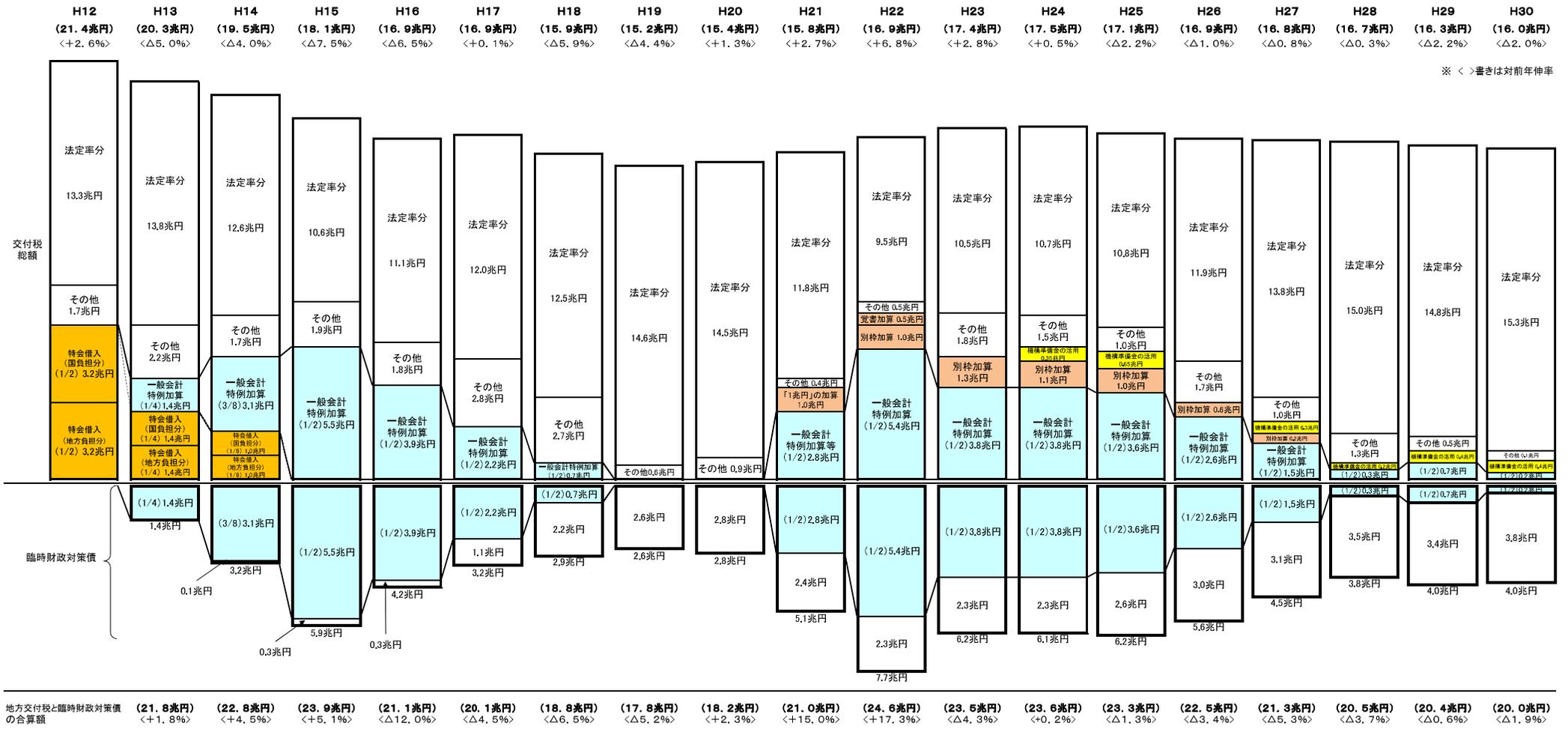
標準的な地方税収入 × 75/100 + 地方譲与税等

普通交付税の仕組み



注 総務省ホームページ「地方交付税制度の概要」等より作成。

地方交付税等総額(当初)の推移(H12~H30)

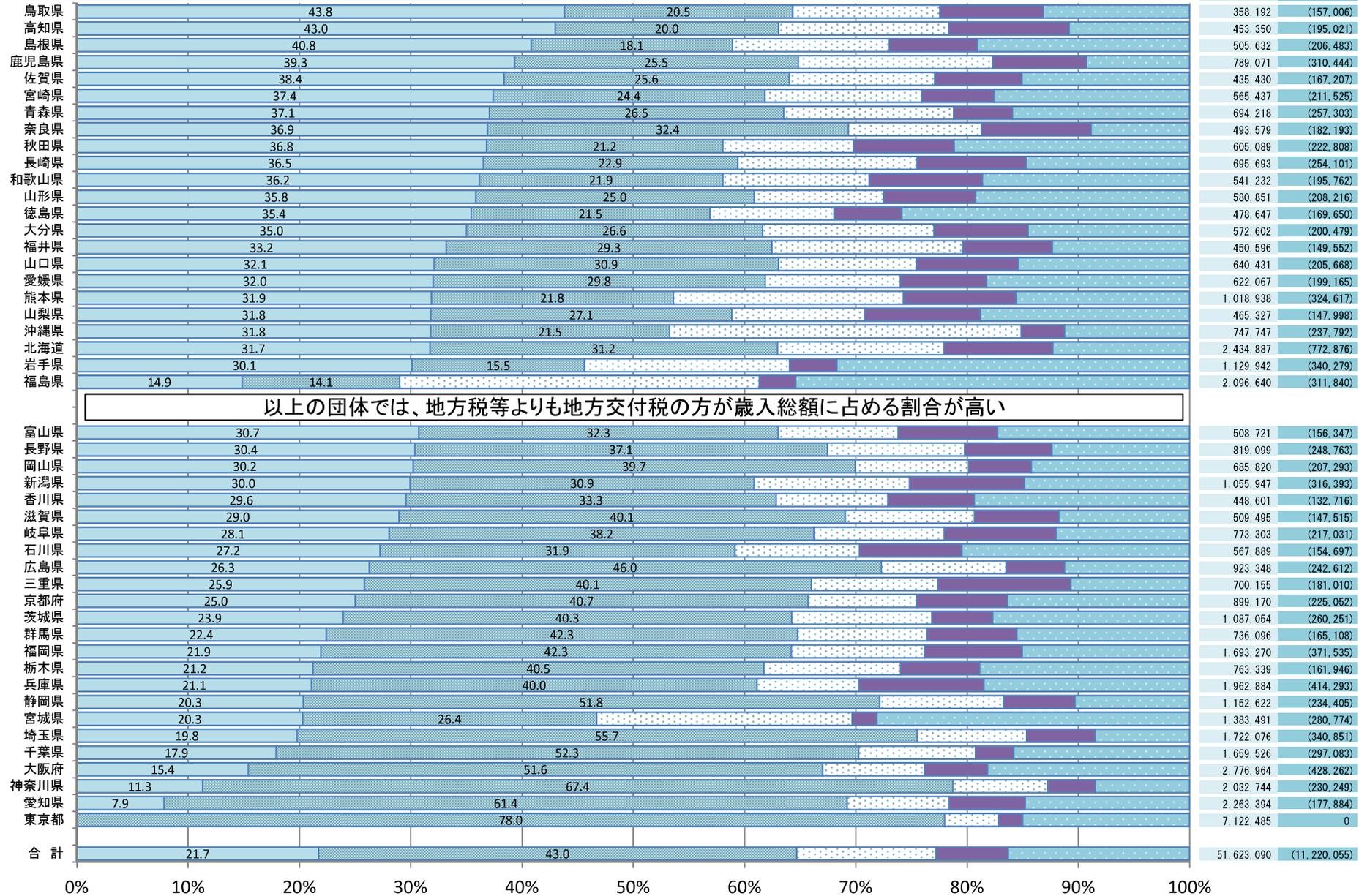


※ < >書きは対前年伸率

※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

注 総務省「地方財政関係資料」より抜粋。

都道府県別交付税依存度(平成28年度決算額)



以上の団体では、地方税等よりも地方交付税の方が歳入総額に占める割合が高い

23 団体

24 団体

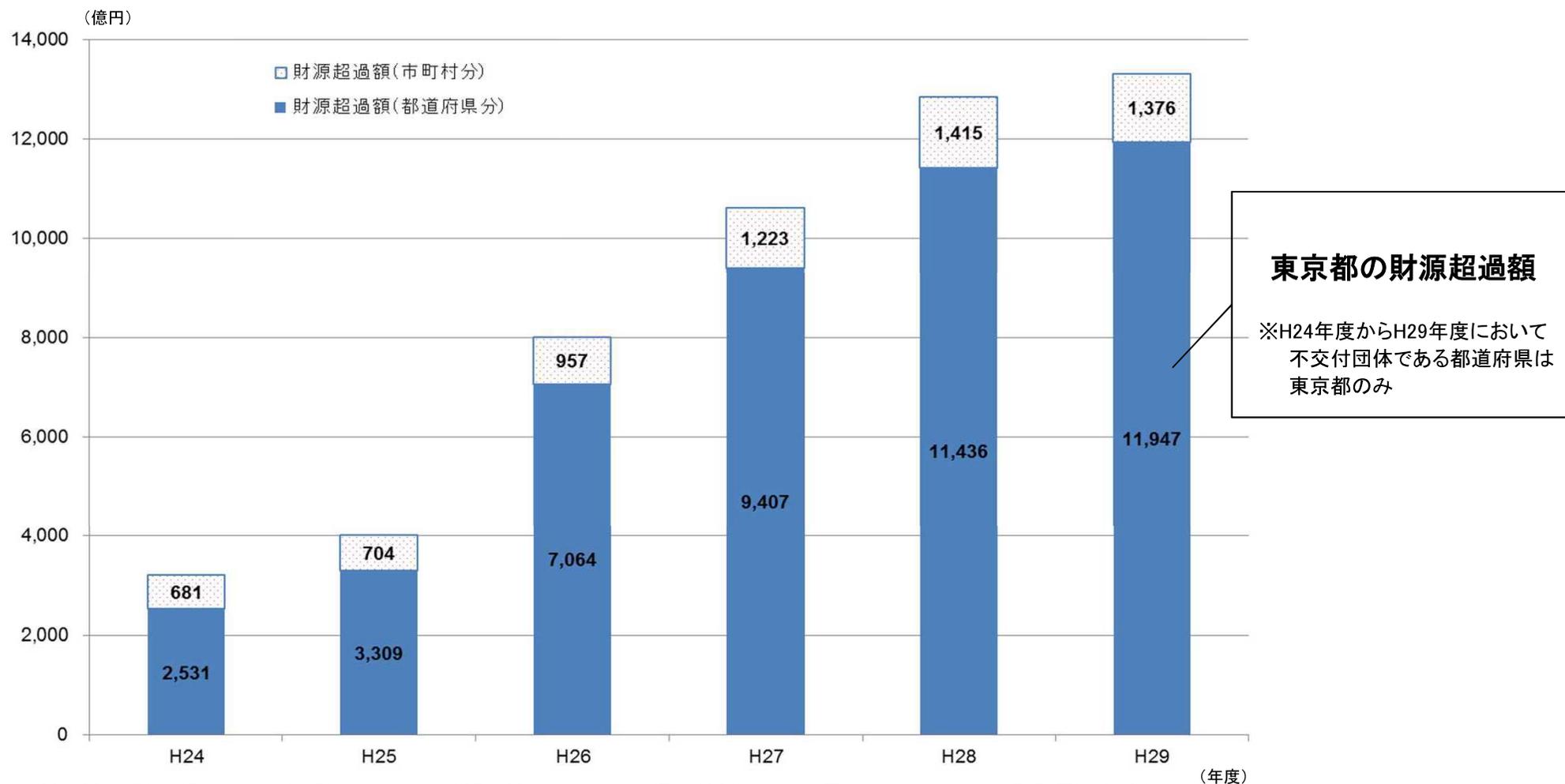
■ 地方交付税(臨時財政対策債を含む) ■ 地方税等 ■ 国庫支出金 ■ 地方債(臨時財政対策債を除く) ■ その他

注1 総務省「平成30年度地方税に関する参考計数資料」、「平成28年度都道府県決算カード」より作成。
 注2 地方税等には地方譲与税を含み、交付税額には臨時財政対策債を含む。

不交付団体の財源超過額の推移

〔財源超過額〕

普通交付税の算定における基準財政収入額が基準財政需要額を超える額



- 注1 平成26～30年版地方財政白書（総務省）及び平成25～29年度東京都普通交付税の算定結果について（東京都財務局）より作成。
- 注2 平成28年度以前は、再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成29年度は当初算定の数値である。
- 注3 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。
- 注4 東京都にあつては、地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定している。
- 注5 上記の計数は、表示単位未満四捨五入による。

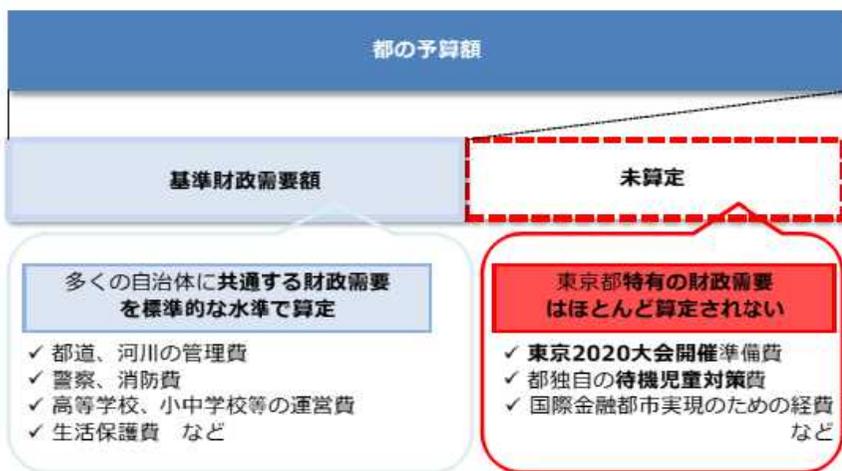
普通交付税の算定結果に対する東京都の考え方①

1

算定結果は、交付税を配分するための理論値であり、自治体の実態を表すものではありません

- ✓ 地方交付税は、どの地域に暮らす住民にも**一定の水準の行政サービスを提供**できるよう、財源を保障するものです
- ✓ そのため、基準財政需要額は、多くの自治体に**共通する財政需要を標準的な水準で算定**するものであり、個々の自治体特有の財政需要はほとんど算定されていません
- ✓ 都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備や大都市としての膨大な財政需要への対応など、様々な施策を展開していますが、**基準財政需要額には算定されていません**

■ 都の予算額と基準財政需要額の関係（イメージ）



2

大都市である東京都の財政需要は抑制されています

① 不合理な割落とし

- ✓ 人口や土地価格といった規模や特徴を示す数字に上限値が設けられるなど、**都の財政需要は不合理な割落とし**を受けています

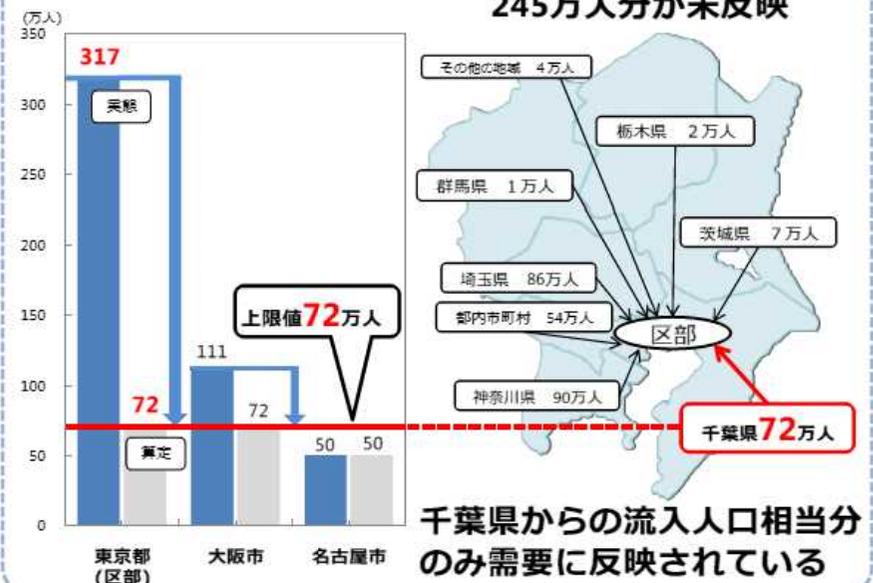
■ 平成29年度交付税算定における区部の割落とし額

※都試算

項目	都の実態	交付税算定に用いる上限値	割落とし額
昼間流入人口	317万人	72万人	1,680億円
人口集中地区人口	895万人	273万人	2,240億円
土地価格（1㎡当たり）	35.5万円	16.0万円	250億円
合計			4,170億円

* 昼間流入人口及び人口集中地区人口は平成22年国勢調査、土地価格は平成24年度固定資産税課税調査の数値です

■ 昼間流入人口の状況



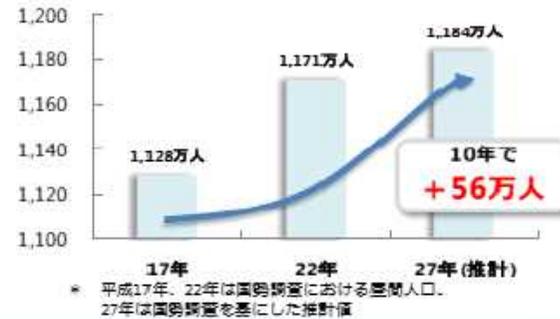
注) 東京都財務局「平成29年度東京都普通交付税の算定結果について」（平成29年7月25日）より抜粋。

普通交付税の算定結果に対する東京都の考え方②

② 大都市の需要の抑制

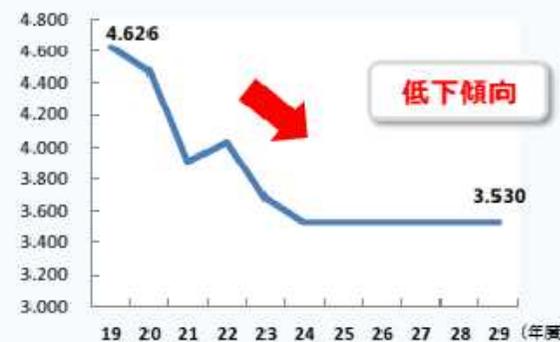
- ✓ 近年、**区部の昼間人口は増加傾向**にあるなど、**大都市特有の財政需要も拡大**しています

■ 区部昼間人口の推移



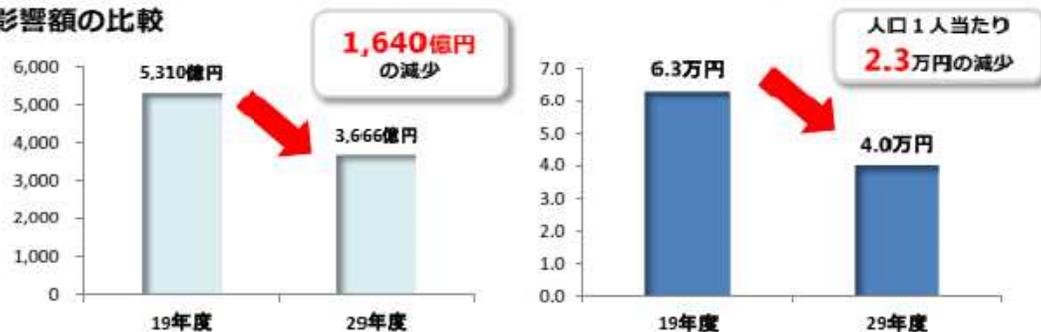
- ✓ しかし、大都市の財政需要を算定するための補正係数は**年々引き下げられています**
- ✓ 例えば、道路橋りょう費の補正係数は**低下傾向**にあります

■ 道路橋りょう費補正係数の推移



- ✓ 補正係数の引き下げにより、影響額は10年前と比べて**1,640億円減少**、人口1人あたりでは**2.3万円減少**しています

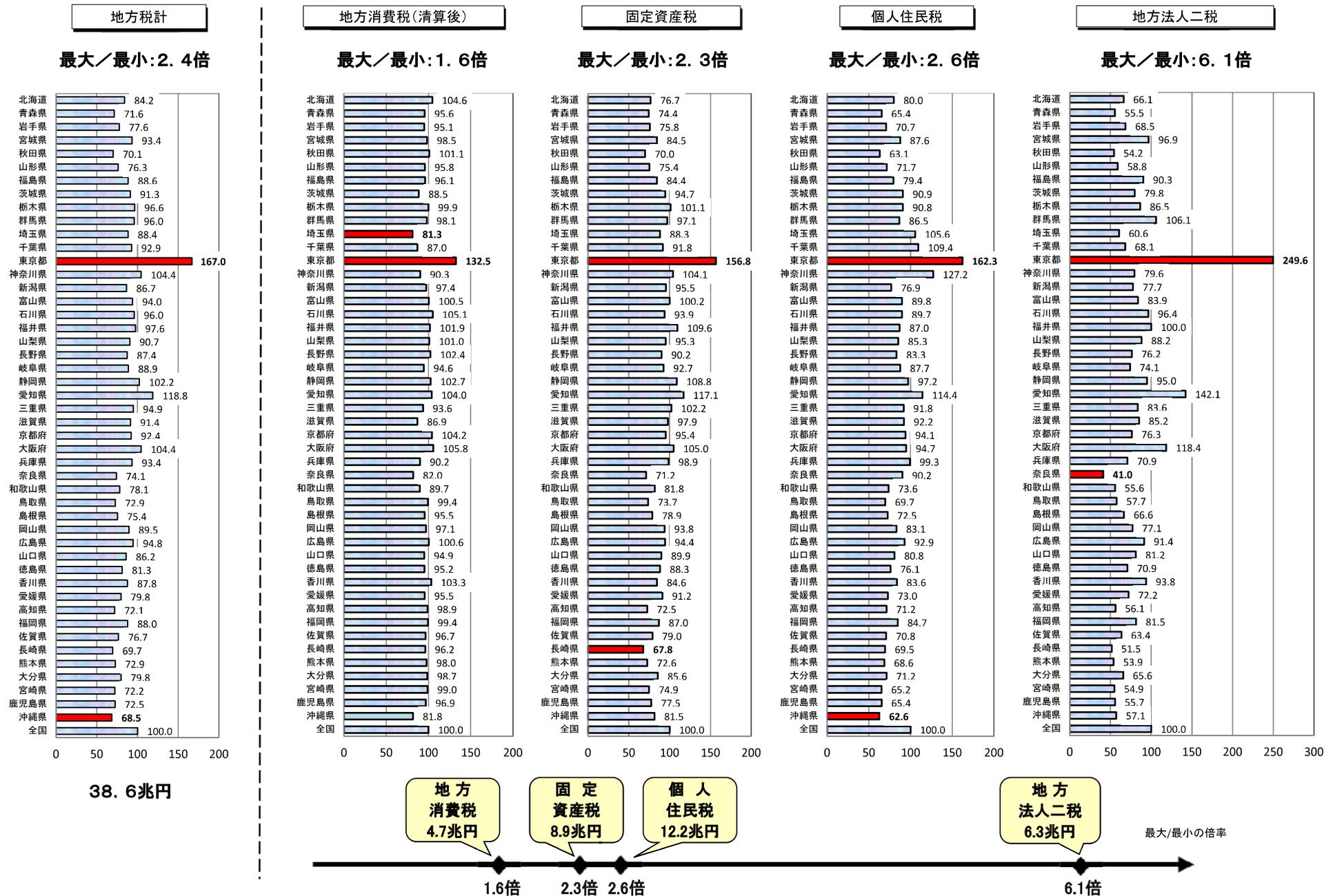
■ 影響額の比較



「財源超過額」は都の実態を表したものではありません、都に財源余剰があるという主張は妥当とは言えません

注) 東京都財務局「平成29年度東京都普通交付税の算定結果について」(平成29年7月25日)より抜粋。

人口一人当たりの税収額の指数（平成28年度決算額）

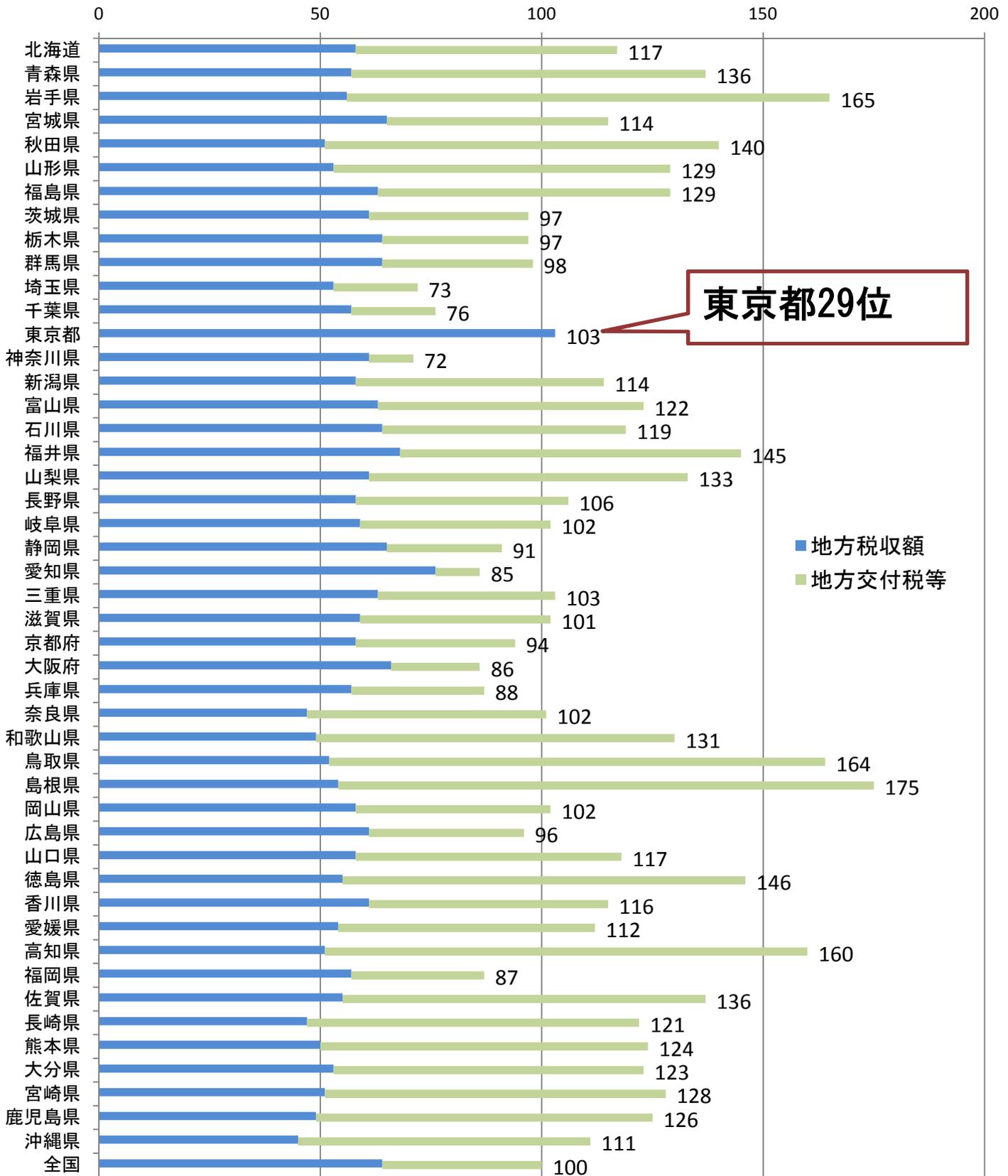


注1 総務省「第1回地方法人課税に関する検討会」（平成30年5月23日）資料より抜粋。

注2 上段の「最大/最少」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

注3 地方消費税については、平成28年度決算における清算前の税収を、平成28年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。

地方交付税等による収入の均衡化 「全国平均を100とした場合の指数(人口一人当たり)」



注1 総務省「平成30年度地方税に関する参考計数資料」、「平成28年度都道府県決算カード」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成29年1月1日現在)」より作成。

注2 数値は都道府県歳入における人口一人当たりの金額に係る指数であり、地方税収額には税収入と地方譲与税を、地方交付税等には地方交付税と臨時財政対策債を含む。なお、東京都の税収入は、特別区において都税として徴収した市町村税相当分を除いた額で算出している。

地方の基金残高に関する財政制度等審議会と地方財政審議会の見解

■ 財政制度等審議会「平成30年度予算の編成等に関する建議」(平成29年11月29日)〈抜粋〉

- 国と地方を通じたPB改善に向けては、こうした国・地方の財政状況の違いも考慮しつつ、地方財政計画の歳出を着実に抑制し、歳入歳出ギャップを縮小していくことが重要である。
- 上述のとおり、地方の基金残高は、平成28年度末において21.5兆円と過去最高となっている。その内訳を見ると、年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」は、リーマンショック後の地方税収が減少した時期を含め近年ほぼ一貫して増加し、7.5兆円と過去最高水準となっており、「その他特定目的基金」も近年大幅に増加し、11.5兆円と過去最高となっている。また、交付団体・不交付団体の別によらず、近年、全体の基金残高は増加傾向にある。仮に基金への積立てを一切行わず、過去最高額での取崩しのみを続けた場合でも、現在の基金残高は約7年分に相当する水準となっている。

■ 地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見」 (平成29年12月12日)〈抜粋〉

- 近年、地方自治体の基金残高が増加している主な要因は、公共施設等の老朽化対策や災害対策など、住民の生活の安全と安心の確保のために、将来必要となる歳出の増加に対する備えである。
- 地方自治体の基金は、年度間の財源調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営等のために設けられるものである。各地方自治体においては、長期的視野を持って財政運営を行う中で、それぞれの地域の実情も踏まえ、景気の動向による法人関係税等の変動、人口減少による税収減、公共施設等の老朽化対策等の推進、災害への対応、社会保障関係経費の増大など、将来の歳入減少や歳出増加への備えとして基金の積立てを行っている。また、多くの地方自治体において、その財源は、行政改革や経費削減等により捻出されている。
- 基金の積立てに当たっては、基金設置に係る条例の制定や、毎年度の議会における予算・決算の審議を経ることにより、各地方自治体において説明責任が果たされた上で、それぞれの判断で行われるものである。基金残高の増減の状況は地方自治体によって様々であり、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として、尊重されるべきである。
- 地方自治体は、例外的に認められている範囲内でしか赤字地方債を発行することはできないため、歳入・歳出の変動は、基金で対応することが地方財政制度上の前提であり、一定水準の基金の確保は、財政運営上当然に必要なものである。
- 平成18年度から平成28年度にかけて基金残高は増加しているものの、全体の増加額の1/3程度は不交付団体の増加額である。東京都及び特別区を除いた平成28年度の基金残高の標準財政規模に対する割合は、平成元年度以降の平均と同程度で、近年はほぼ横ばいの状況にある。
- 地方自治体の基金残高の増加について、臨時財政対策債の発行残高の増加と関連付ける議論がある。
- 臨時財政対策債は、地方の財源不足に対処するため、地方交付税の代替措置として発行される赤字地方債であり、その元利償還金の全額が地方交付税措置されている。このような性格からも、現実の地方自治体の財政運営において、多くの地方自治体では、当初予算の段階で臨時財政対策債と地方交付税を一体的なものとして歳入に計上している。
- 一方、基金の最終的な積立額・取崩額は、財政運営の結果として年度末の歳入・歳出全体の見込みを踏まえて決定されるものである。

平成29年度東京都税制調査会答申(基金に関する部分抜粋)

2 地方財政調整制度

(2) 地方税財政改革をめぐる論点

(長期的視野を持った財政運営の必要性)

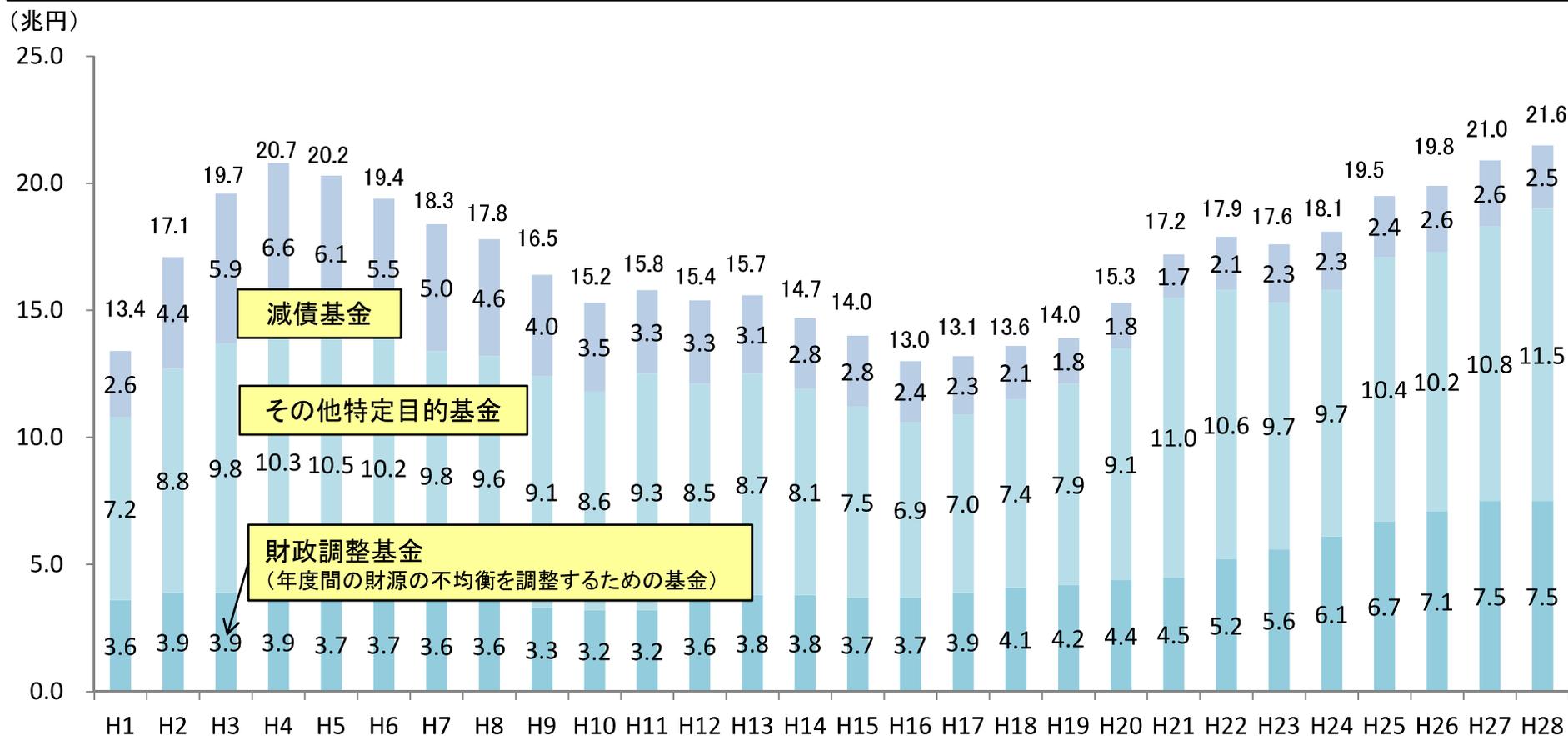
- 近年、地方自治体において積み立てられた財政調整基金等の基金残高が増加していることから、その内容・残高の増加要因等を分析・検証し、決算状況を地方財政計画へ適切に反映させるべきとの議論がある。
- 地方における基金残高の増加は、災害や将来の税收変動、社会保障や公共施設の老朽化対策等に要する経費の増加に備えた財政運営の年度間調整の取組みの現れである。地方全体として基金残高が増加しているとの表面的な事象を捉えて、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではない。
- また、地方自治体は、基金設置に係る条例の制定や毎年度の議会における予算・決算の審議を経ることにより、基金の積立て及び活用を図っている。基金残高の増減の状況は、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重されるべきである。

地方の基金残高の推移(通常収支分)

- 地方の基金残高は、21.6兆円と過去最高。
- その内訳を見ると、年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」は、リーマンショック後の地方税収が減少した時期を含め近年ほぼ一貫して増加し、現在、7.5兆円と過去最高水準。
- 地方公共団体が特定の目的のために設置する「その他特定目的基金」も、近年大幅に増加し、現在、11.5兆円と過去最高。なお、同基金の中には、設置目的が「地域振興を図るため」、「産業振興を図るため」など、実質的に幅広い歳出に充てることが可能な基金があることに留意する必要。

(参考1) 地方債の償還のための「減債基金」には、満期一括償還のために基金に積み立てられているものは含まれていない。

(参考2) 国庫支出金に伴い設置される基金の残高は平成28年度において1.1兆円(国費相当額は0.7兆円)。(※2)

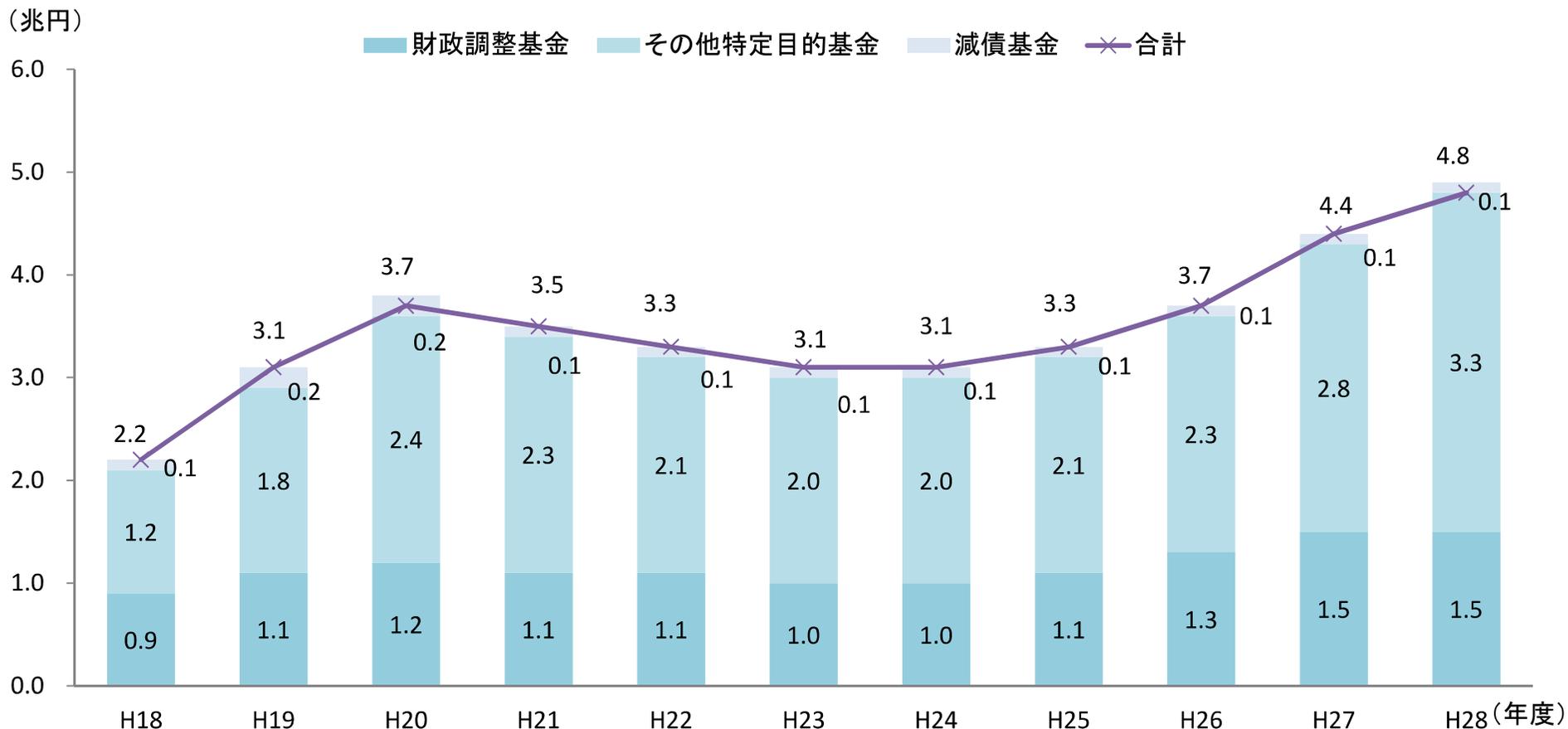


※1 基金残高は、都道府県分と市町村分の合計である。 ※2 各省HP掲載「地方公共団体等保有基金執行状況表」の合計。(出典)総務省「地方財政状況調査」等
注 財政制度等審議会「財政制度分科会」(平成30年4月25日開催)「資料1 地方財政」より抜粋。

(年度)

不交付団体の地方基金残高の推移(通常収支分)

- 平成29年度における不交付団体のうち、平成18年度から一貫して不交付だった団体の基金残高の推移を見ると、10年間で2.6兆円増加(2.1倍に増加。毎年度平均約2,600億円増加)。リーマンショック後に残高が減少した時期もあるが、平成25年度以降、再び増加傾向にある(4年間で1.7兆円増加)。
- なお、財政調整基金は10年間で約1.6倍に増加。その他特定目的基金は約2.9倍に増加し、近年の増加傾向が著しい。



※1 基金残高は都道府県分と市町村分の合計である。

※2 不交付団体は、平成29年度時点の一本算定で不交付となった団体のうち、平成18年度以降、一貫して不交付だった38団体。合併した場合、合併前の団体も加味している。

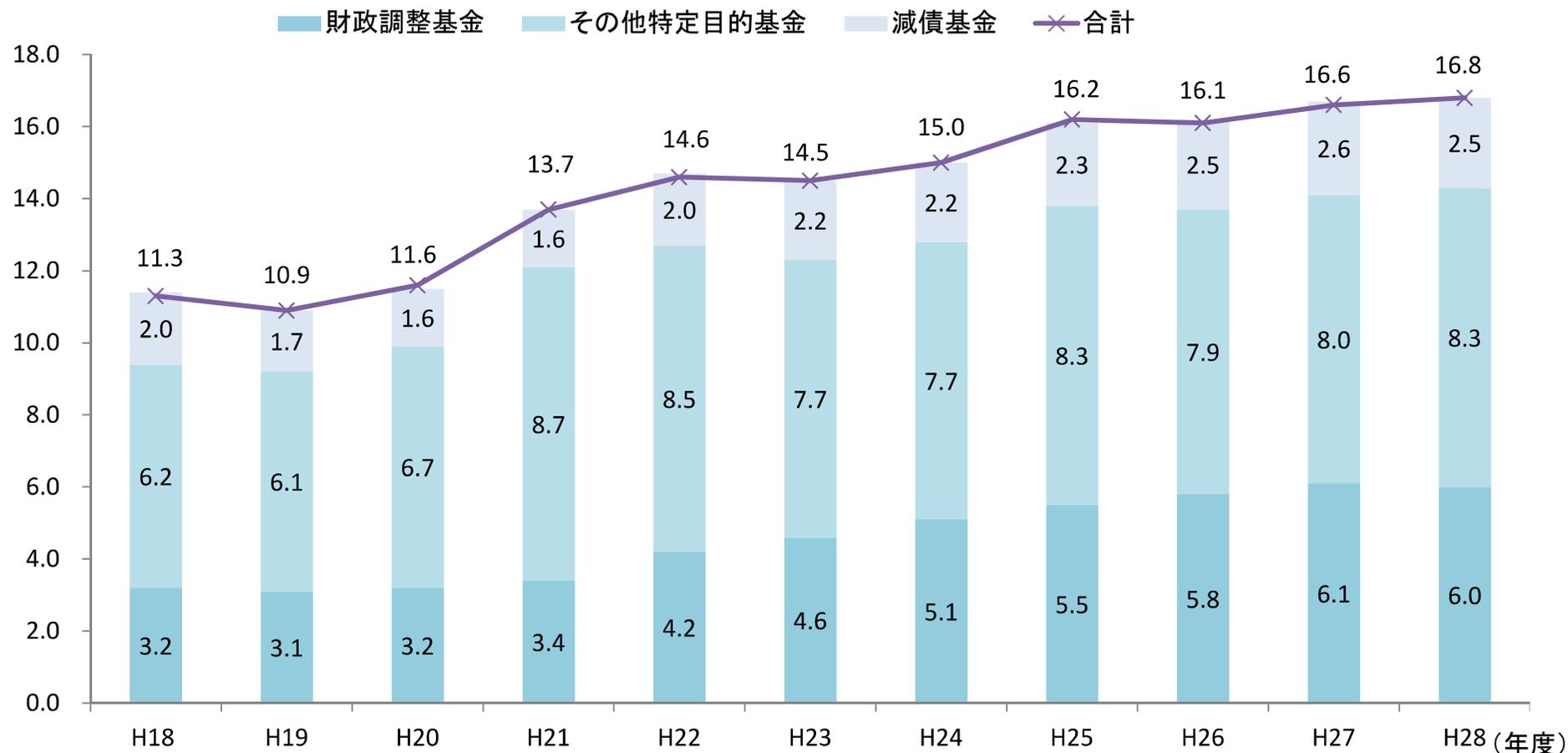
(出典) 総務省「地方財政状況調査」「平成29年度普通交付税の算定結果」等

注 財政制度等審議会「財政制度分科会」(平成30年4月25日開催)「資料1 地方財政」より抜粋。

交付団体の地方基金残高の推移(通常収支分)

- 交付団体の基金残高の推移を見ると、10年間で5.4兆円増加(1.5倍に増加。毎年度平均約5,400億円増加)。リーマンショック後の時期を含めほぼ一貫して増加傾向にある。
- なお、財政調整基金は10年間でほぼ一貫して増加し、約1.9倍となっている。その他特定目的基金は約1.3倍に増加。

(兆円)



※1 基金残高は都道府県分と市町村分の合計である。

※2 交付団体は、平成29年度時点の一本算定で不交付となった団体のうち、平成18年度以降、一貫して不交付だった団体以外の団体としている。

(出典) 総務省「地方財政状況調査」「平成30年度普通交付税の算定結果」等

注 財政制度等審議会「財政制度分科会」(平成30年4月25日開催)「資料1 地方財政」より抜粋。

基金残高増加の要因分析

- 7.9兆円の増加（平成18年度末と平成28年度末の地方公共団体の基金残高（東日本大震災分を除く。）の比較）のうち、国の施策や合併といった「制度的な要因」による増加額が2.3兆円、景気の動向による法人関係税等の変動、人口減少による税収減、公共施設等の老朽化対策等、災害、社会保障関係経費の増大といった「その他の将来の歳入減少・歳出増加への備え」による増加額が5.7兆円となっている。
 - 交付団体の増加額は5.3兆円であり、このうち「制度的な要因」による増加額が2.1兆円、「その他の将来の歳入減少・歳出増加への備え」による増加額が3.1兆円となっている。
 - 不交付団体の増加額は2.7兆円であり、このうち「制度的な要因」による増加額が0.1兆円、「その他の将来の歳入減少・歳出増加への備え」による増加額が2.5兆円となっている。
- ※ 要因ごとの基金増加額は、調査結果に基づいて、一部前提を置いて機械的に試算。

<要因ごとの基金増加額の試算>

（単位：兆円）

増加要因		増加額	交付団体		不交付団体		
			うち道府県	うち市町村	うち東京都・特別区		
(1) 制度的な要因		2.3	2.1	0.4	1.7	0.1	0.1
①	国の施策に基づく特定目的基金※1の増加	0.6	0.5	0.4	0.1	0.1	0.1
②	合併に伴う特例措置の終了に備えているもの等の増加※2	1.7	1.7	—	1.7	0.0	—
(2) その他の将来の歳入減少・歳出増加への備え※3		5.7	3.1	0.8	2.3	2.5	2.4
歳入	① 景気の動向による法人関係税等の変動	0.8	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
	② 人口減少による税収減	0.3	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0
歳出	③ 公共施設等の老朽化対策等	2.0	1.0	0.1	0.8	1.1	1.0
	④ 災害	0.9	0.6	0.2	0.4	0.3	0.3
	⑤ 社会保障関係経費の増大	0.7	0.3	0.0	0.3	0.4	0.4
⑥	その他	0.8	0.4	0.2	0.2	0.4	0.5
合計		7.9	5.3	1.2	4.0	2.7	2.5

※1 地域医療介護総合確保基金、後期高齢者医療財政安定化基金等、国の施策に基づき設置された基金。

※2 調査結果及び合併団体と非合併団体の基金残高の伸率の差を基に試算。

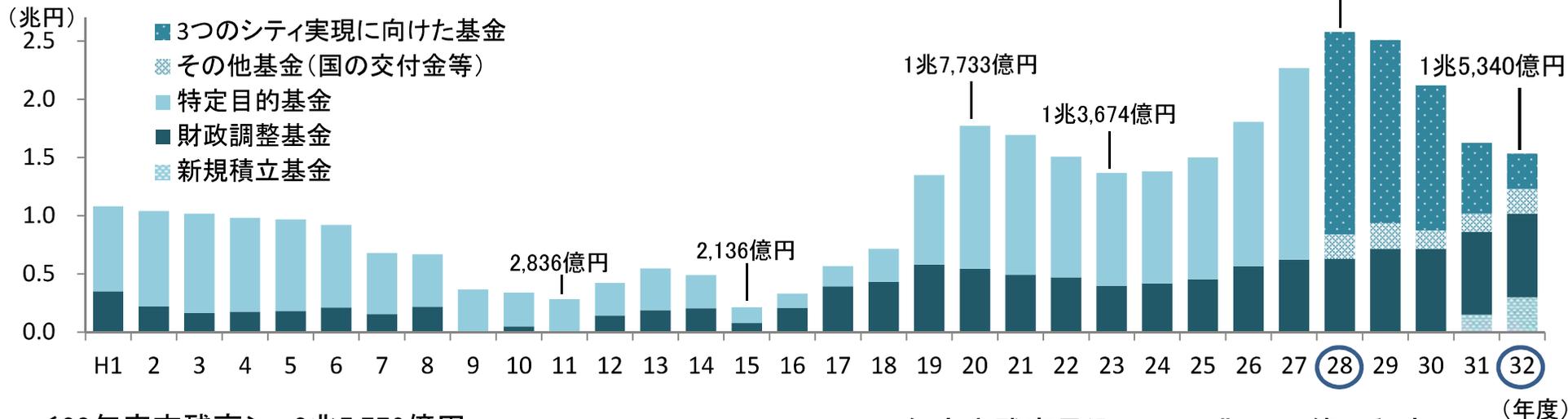
※3 財政調整基金については調査結果における積立理由の順位を基に、特定目的基金については調査結果における用途区分を基に試算。
注 地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見」（平成29年12月12日）資料より抜粋。

東京都における基金の活用

- 都は、不断の施策の見直しにより生み出した財源を、これまで計画的に基金へ積み立て、財政対応力を強化
- 今後、3つのシティ実現に向けた基金※を積極的に活用して、東京2020大会の開催準備を着実に推進
- 大会後は、東京の一層の活力向上に向けた取組を着実に推進するための貴重な財源として、基金を活用

※「2020年に向けた実行プラン」に掲げる政策を着実に展開するための基金

<基金の残高推移(普通会計ベース)>



<28年度末残高> 2兆5,779億円

<32年度末残高見込み> 1兆5,340億円程度

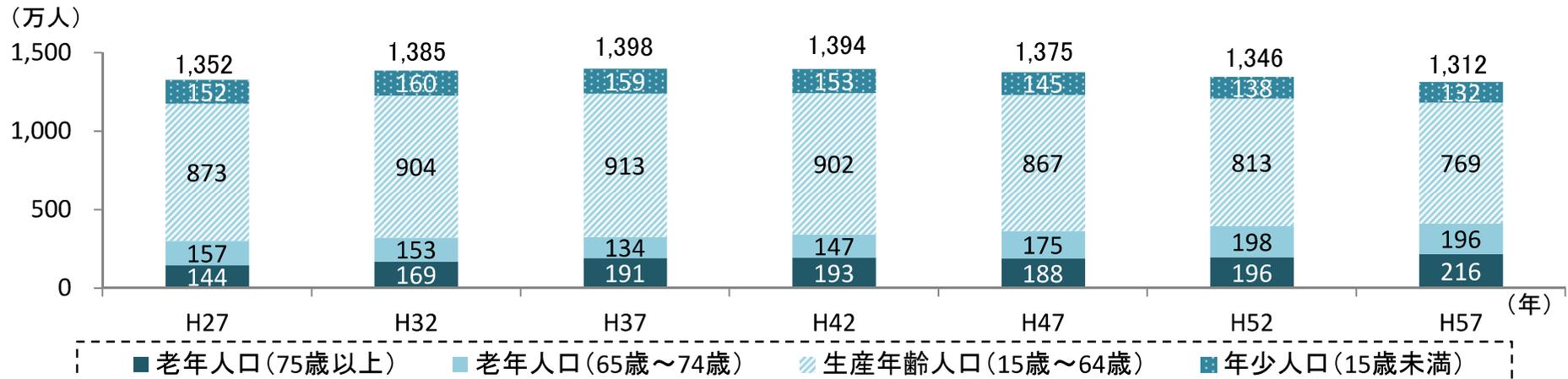
3つのシティ実現に向けた基金 1兆7,385億円	○大会経費に充当(3,790億円) ・オリ・パラ基金	32年度末までに取り崩し ▲1兆4,335億円程度(▲82.5%) ○充当事業例 ・競技施設の整備 ・ボランティアの育成 ・バリアフリー環境整備 ・障害者スポーツ教育 等
	○大会に関連する事業に充当(5,253億円) ・人に優しく快適な街づくり基金 ・おもてなし・観光基金 等	
国の交付金等により積み立てた基金 2,120億円 ・地域医療介護総合確保基金 等	○安全・安心の確保や活力向上に向けた施策に充当 (8,342億円)	3シティ基金 3,050億円程度 ・無電柱化推進基金 ・福祉先進都市実現基金 ・水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金 等
財政調整基金 6,274億円		国の交付金等により積み立てた基金 2,120億円程度
		財政調整基金 7,170億円程度
		新規積立基金 3,000億円程度

※ 平成28年度までは決算額、平成29年度以降は年度末残高見込額。平成28年度以降の基金残高については新たな基金の体系に基づいて分類。
注 東京都「平成30年度(2018年度)東京都予算案の概要」等より作成。

東京都における財政需要・社会保障関係経費

- 東京の老年人口は30年間で約111万人、約1.4倍に増加する見込みであり、その増加率は地方圏を大きく上回る
- 本格的な少子高齢・人口減少社会の到来により、社会保障関係経費は今後ますます増加する見通し

<東京都の年齢階級別人口の推移>



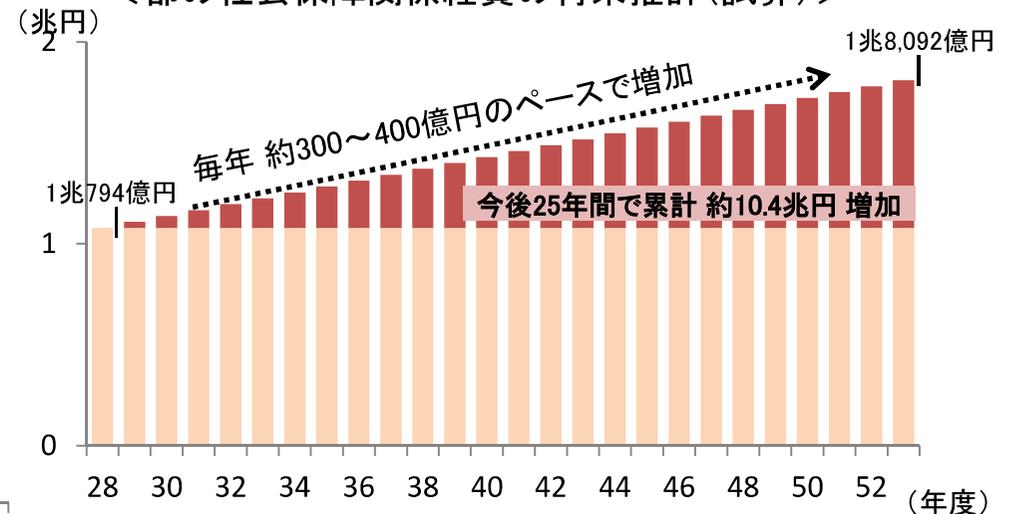
※ 「国勢調査」(総務省)等より作成。32年以降は東京都政策企画局による推計。四捨五入や、実績値の総数には年齢不詳を含むことにより、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。
 ※ 平成27年の割合は、年齢不詳を除いて算出。注 東京都「平成30年度(2018年度)東京都予算案の概要」より作成。

<老年人口の推計比較>



注 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」より作成。

<都の社会保障関係経費の将来推計(試算)>



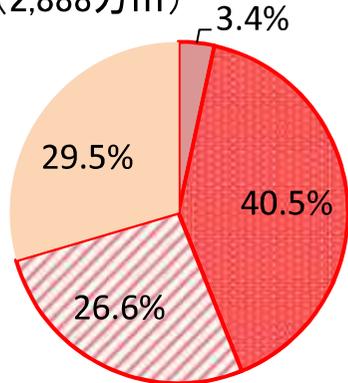
※ 本推計は外部調査機関による推計を参考に、平成28年度の社会保障に関する決算額を基準として、現状と同様の事業を継続する前提で、物価上昇率を乗じるなどして都全体の社会保障に係る費用を試算。
 注 東京都「平成30年度(2018年度)東京都予算案の概要」より作成。

東京都における財政需要・社会資本ストックの維持更新経費

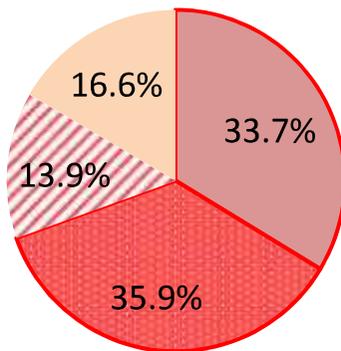
○ 都が保有する施設は、公共建築物で築20年以上の施設が約7割を占めるなど、急速に老朽化が進んでいる
 ○ 施設の安全性を確保するため、計画的に維持・更新を行う必要があり、その経費は今後ますます増加する見通し

<主な公有財産の建築年数別割合(東京都)>

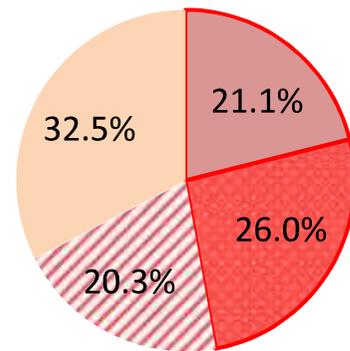
○公共建築物延床面積
(2,888万㎡)



○橋梁
(1,226橋)



○トンネル
(123か所)

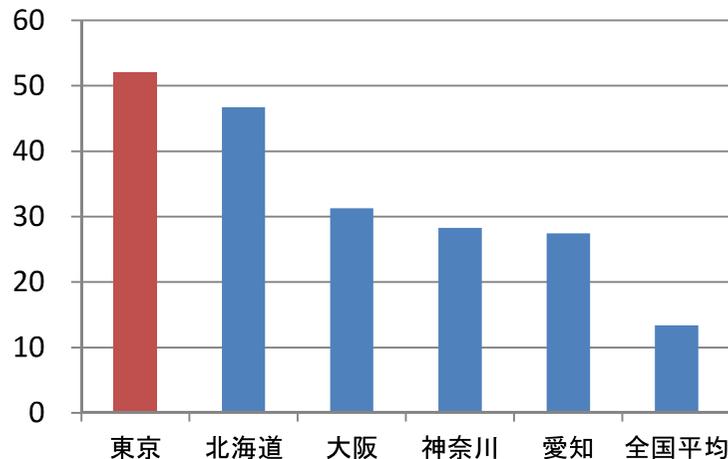


- 築50年以上
- 築30～50年未満
- 築20～30年未満
- 築20年未満

注 東京都「平成29年度(2017年度)東京都予算案の概要」より作成。

<都道府県別純資本ストック>

(兆円)



注1 内閣府「日本の社会資本2017」より作成。(平成30年3月更新データを反映) 純資本ストック推計額の上位5団体及び全国平均を記載。

■ 社会資本ストックの維持・更新経費の将来推計(試算)



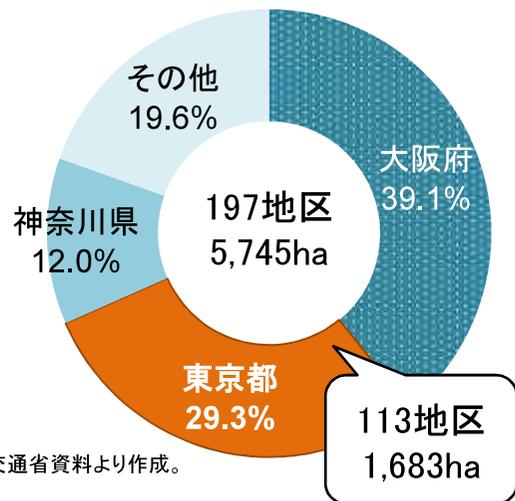
* 平成28年度は、社会資本ストックの維持更新に係る決算額です。本推計は外部調査機関による推計を参考に、公会計情報などを基に、社会資本ストックを法定耐用年数到来時に一斉更新すると仮定し、取得価格に建設工事費デフレーターや物価上昇率を乗じるなどした試算です。

注 東京都「平成30年度(2018年度)東京都予算案の概要」より作成。

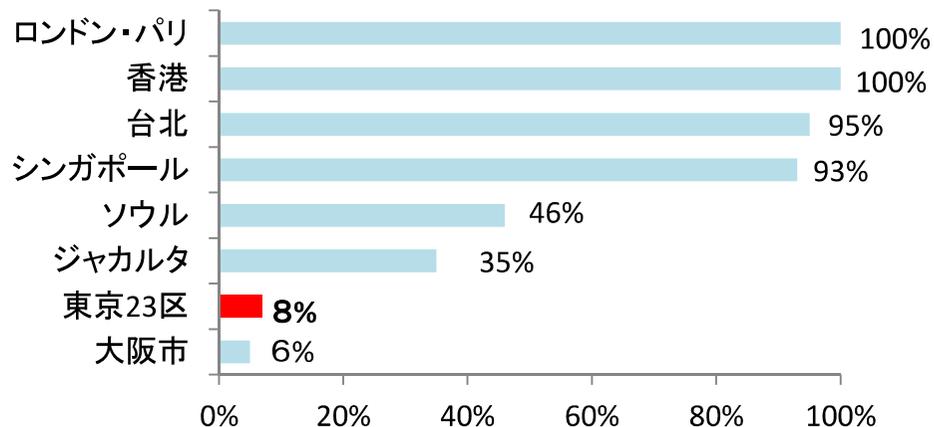
東京都における財政需要・防災に係る経費

- 東京は、首都直下地震等の大規模災害の発生リスクを抱えており、災害発生時の影響は全国に及ぶ可能性
- 首都機能を維持し、都民の安全・安心を確保するため、大規模災害に備えた対策を集中的・重点的に進める必要

<地震時等に著しく危険な密集市街地の面積割合>

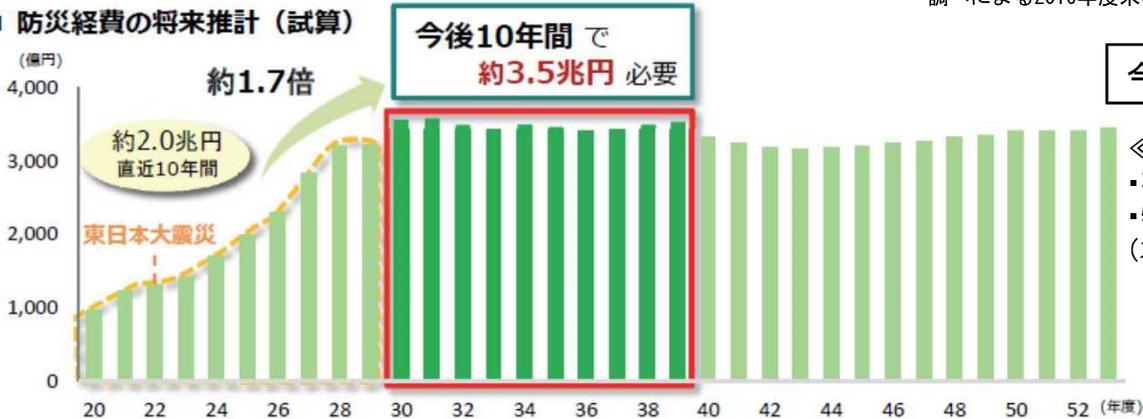


<無電柱化の整備状況(国内、海外)>



注 国土交通省資料より作成。ロンドン・パリは海外電力調査会調べによる2004年の状況（ケーブル延長ベース）、香港は国際建設技術協会調べによる2004年の状況（ケーブル延長ベース）、台北は国土交通省調べによる2013年の状況（道路延長ベース）、シンガポールは海外電気事業統計による1998年の状況（ケーブル延長ベース）、ソウルは国土交通省調べによる2011年の状況（ケーブル延長ベース）、ジャカルタは国土交通省調べによる2014年の状況（道路延長ベース）、日本は国土交通省調べによる2016年度末の状況（道路延長ベース）。

■ 防災経費の将来推計（試算）



* 本推計は外部調査機関による推計を参考に、平成20年度から平成29年度の防災経費の予算額を基準として、都における各種計画等を参考に、物価上昇率を乗じるなどして都全体の防災経費を推計しています。

注 東京都「平成30年度(2018年度)東京都予算案の概要」より抜粋。

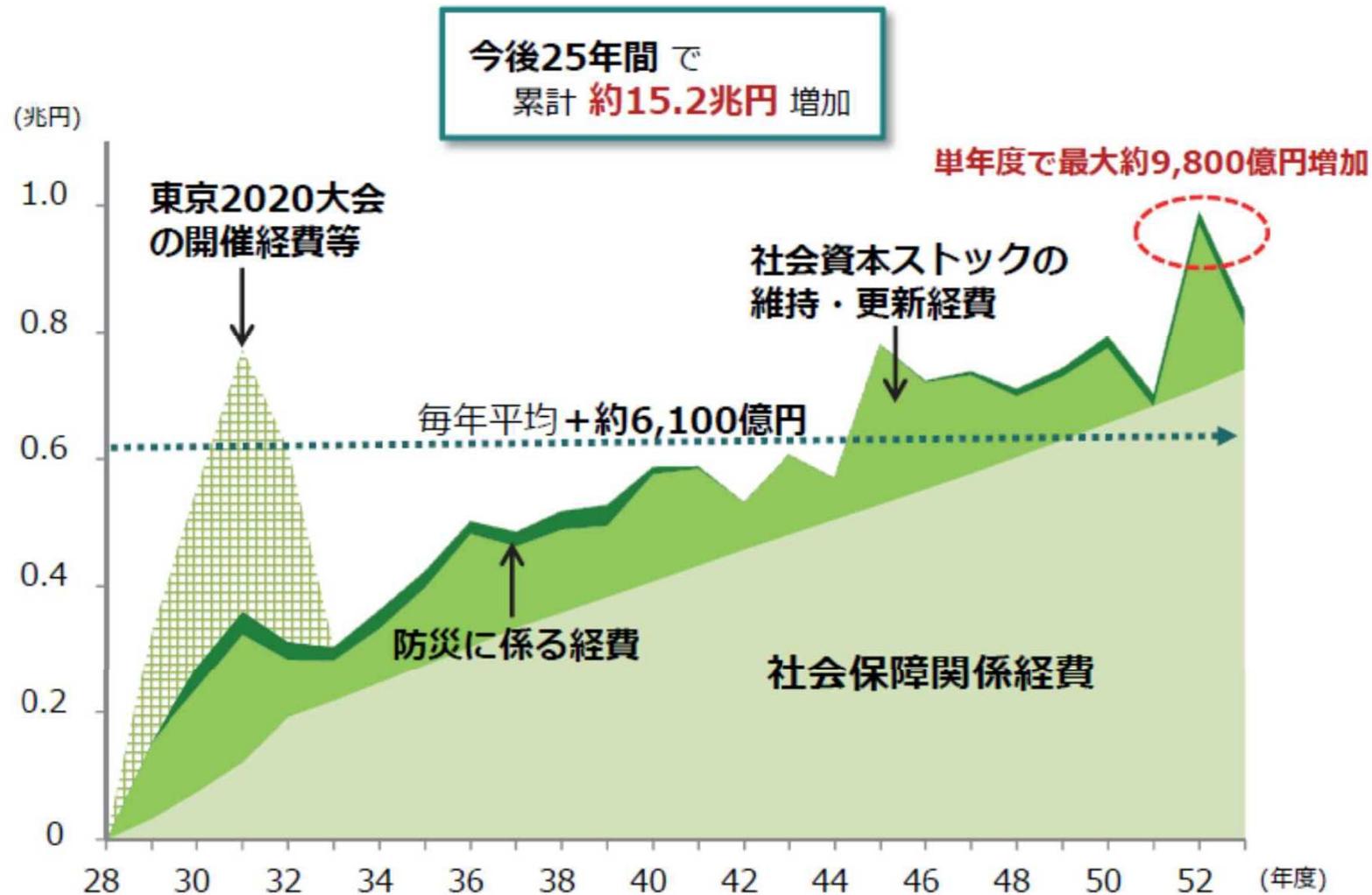
今後10年間で多額の財源が必要となる防災事業の例

- ◀ 木造住宅密集地域の不燃化・耐震化 ▶
 - ・不燃領域率70%達成
 - ・特定整備路線の100%整備 約3,200億円→**約5,500億円** (木密地域不燃化10年プロジェクトH25～H32の事業費から試算)
- ◀ 無電柱化の推進 ▶
 - ・都道全体を無電柱化 約1,500億円→**約4,000億円** (整備延長1,400km、整備単価を5.6億円/kmとして試算)

注 東京都財務局「第3回最近の都財政に関する研究会(平成29年8月7日)」資料より抜粋。

東京都における財政需要・各推計の合算

- 都における主な財政需要の合計（社会保障、社会資本ストック、防災）は、現行の水準と比較して、今後25年間、毎年平均で増加額は約6,100億円、最大約9,800億円増加すると予想される
- 今後25年間の経費の増加額の累計は約15.2兆円にのぼり、膨大な財政需要が発生する見込み



* 社会保障関係経費、社会資本ストックの維持・更新経費及び防災に係る経費について、平成28年度からの増加額に東京2020大会の開催経費等を積み上げたもの

注 東京都「平成30年度（2018年度）東京都予算案の概要」より抜粋。